

「御内書」の史科学的研究の試み

福田千鶴

目次

はじめに

一、「御内書」の定義の再検討

二、近世中期における内書授受の仕組み

1、江戸城殿中渡し—黒田家の場合

2、老中私宅渡し—津輕家の場合

三、内書授受の仕組みの確立過程

おわりに

はじめに

本稿は、江戸時代に「御内書」と史料上に現れる文書類型について、史科学的な観点からの検討を試みる。近世古

「御内書」の史科学的研究の試み（福田）

文書学のなかで「御内書」として一般的に知られているのは、江戸幕府将軍が発給した直判の書状様式の武家文書で、次のような内容をもつ。

【史料1】江戸幕府将軍(徳川家光) 黒印歳暮内書⁽¹⁾

為歳暮之祝詞

小袖五到来

悦思召候、猶酒井

^(家世)
雅楽頭可述候也、

十二月廿八日(家光黒印)

^(蜂須賀忠英)
松平阿波守とのへ

これは、阿波徳島藩主蜂須賀忠英が江戸幕府将軍徳川家光に歳暮の時服を献上した返札として、家光が忠英に宛て発給した直判(黒印)状で、形態は檀紙折紙である。こうした文書は、近世初期には、年頭、三季(端午・重陽・歳暮)や不時の献上などに対する返札として、将軍から諸大名に宛て発給されたが、次第に三季に固定化するようになる。⁽²⁾また、徳川氏は天下人豊臣秀吉の発給した「御内書」の形式を継承し、時代により料紙・様式などに変化は見られるが、将軍と諸大名との関係を確認する儀礼的行為として幕末まで連続と続けられた。

こうした江戸時代の「御内書」に関する近年の研究成果として、①上野秀治氏「江戸幕府御内書の基礎的研究」【学習院大学史料館紀要】八号、一九九五年、以下、上野論文とする)、②高橋修氏「近世に於ける御内書についての研究」【古文书研究】四三号、一九九六年、以下、高橋論文とする)の二つをあげることができる。①は、承応元年(二六五二)

から文久二年（一八六二）までの「御内書」を通覧し、その文書様式について検討を加えている。②は、家光期までの江戸時代前期を中心に、豊臣政権と徳川政権との書札札の比較をおこない、「御内書」が幕府制度の機構化に果たした役割を論じている。いずれも、現存する大量な「御内書」を分析して導き出された成果であり、近世古文書学における「御内書」研究を大きく前進させたことは言うまでもない。

右のような蓄積があるなかで、本稿であらためて「御内書」を取り上げるのは、おもに次の二つの理由による。第一に、右の研究成果にもかかわらず、「御内書」の定義、様式、あるいは文書名称などについての評価が定まっていないこと、第二には、「御内書」の様式・機能に関する分析が中心的課題であり、それらの文書の授受に関わった人々の動向や場の問題、あるいは江戸時代に「御内書」が有していた社会的機能などが、史料学的な観点から十分に説明されていないこと、にある。そこで、第一節では「御内書」の古文書学的定義を検討し、近世史料学の体系化をはかるための一階梯として、「御内書」の名称付与の問題を考察する。第二節では、いわゆる「御内書」の発給が「三季御内書」に限定されるようになり、その発生から保管に至るまでのライフサイクルが固定化した構造を示す近世中期の状況を検討し、内書授受の仕組みを構造的に提示する。第三節では、前節で示した構造が形成される過程を幕府老中制の展開とともに検討する。

一、「御内書」の定義の再検討

本章では、従来の研究史上における「御内書」の定義についての再検討から始めることにしたい。まず、上野論文

では、「江戸時代の御内書とは、通例將軍より「端午、重陽、歳暮の三季に、三家以下諸大名並に門跡等時服献上の答札として専ら之を下賜」された判物・黒印状のことである。諸大名・本願寺門跡は、端午・重陽・歳暮の三季に時服を將軍に献上する慣例であつたが、この献上品に対する札状が現存の御内書の大部分に当たる」(三頁)と定義した。二重カッコ内は、松平太郎氏の説(「江戸時代制度の研究」上、一九一九年)を引用したもので、上野氏は基本的に松平氏の定義に従つて「御内書」を理解しており、従来の定義から大きく出るものではない。なお、氏は三季の献上品に対する將軍直判様式の文書を「三季御内書」と名称付与したが、三季以外にも「御内書」の存在を認めている点に留意しておきたい。

次に、高橋論文では、「御内書とは將軍、あるいはそれに近い權威・権力を握つた武家の棟梁が発給する書状様式の文書」(二六頁)と定義した。また、「同一様式の文書」が「御内書」あるいは「書状」と、それぞれ違う名称が付されている古文書学上の混乱を指摘し、「同一様式の文書なら「御内書」と統一的に呼称したい」(二五頁)とした。ただし、氏が「同一様式の文書」と想定する文書の具体例が論文の中に提示されていないため、どのような様式の文書を「同一様式の文書」として「御内書」と名称付与しようとしているのが明確でない。さらに、氏は、將軍発給文書が「御内書」と「書状」に分化する理由を「ひらがな使用頻度の多寡」に求めた。その根拠は、「伊達治家記録」寛永一二年(一六三五)一月一六日の条に引用された家光の仮名まじり(自筆)の献上物への札状を「(將軍)御自筆ノ御書」としている点にあり、内容が献上物に対する札状であつても「ひらがな使用」のものは「書状」と認識されていたとしたのである。この点は、従来の定義には見られない、高橋氏に特有の論点なので、以下に検討してみたい。

小浜酒井家文書には、次のような徳川家光の自筆直判文書を伝える。⁽³⁾

【史料2】江戸幕府將軍（徳川家光）書判内書⁽⁴⁾

此天下之義ハ、こんけん様御ほねをおられ、ほこさきにて御納被成候て、たいとく院殿ちんきにて御あつつかせられ、代々納たる天下のきハ、からにも日本にもまれなるきに候ニ、其御あとをふせうなる身にてつき候義、ミやうりの程おそろしく候ま、いかやうにも天下のつ、きおさまらん義を、あさたくふうするといへとも、あまつさへ近年ハ病者ニなり、はかしく天下のまつり事もつとめかね候事、 両御所のミやうりの程もいか、思ひ候付、昨日も其段其方へくわしくいひきかせ候、（中略）此上は我々心ていのとをりハ書付おいいひきかせ候ま、其上の義ハ其方の心もち第一にて候、万事思ひの義をハ、心ていをのこさすよしあしにかまいなく、たんなかうの心もちせんと思ひ候、

七月五日 家光（花押）

（酒井忠勝）
さぬきの守殿

高橋氏の定義からいえば、これは「ひらがな使用」の文書と見なされるので「書状」となるが、酒井家ではこれを「御内書」と理解していた。文書は折紙二紙からなり、包紙が付けられているが、その包紙うわ書には宛所の酒井忠勝が自筆で「寛永十八巳ノ七月五日当日卯 御自筆之御内書 封（忠勝黒印）」と記し、自身の黒印を据えている。そのため、同文書を整理された山本博文氏は、これら家光・家綱の自筆直判文書に対して「御内書」の名称を与えた。⁽⁵⁾

同様な事例は、大河内松平家文書にもある。【史料3】は、天草・島原一揆の鎮圧に上使として派遣された松平信綱と戸田氏鉄を宛所とする家光書判の仮名交りの書状様式の文書（折紙）である。寛政二年（一七九〇）に記された包紙うわ書には「御内書写」とあり、文書の一部を示すと次のような内容である。

【史料3】 江戸幕府將軍(徳川家光) 書判内書写⁽⁶⁾

一、使・飛脚にて節々ゆいきかせ候通二、其元日にちのひ候儀ハくるしからす候ま、ゆるくとゆい付、諸軍勢もそこねさるやうに可申付事、

(八カ条略)

一、弥年明てお気色も能、脉もなをり、大形本ふくし候ま、左門・伊豆も江戸の義ハ心安思ひ、今度之儀ニ候間、万事情をいたすべく候、以上、

二月二日御書判

(百田氏筭)

左門

(松平信綱)
伊豆

寛政二年(二七九〇)四月二一日に、大河内松平家の家臣新藤右兵衛が記した覚書⁽⁷⁾によると、寛文二年(一六六二)に松平信綱が没するにあたり、子孫が右のような家光の直判文書を有する家柄を誇り、奉公を怠ることを危惧し、信綱は所持していた家光直判文書を目の前で全て焼却させた。右の文書は、寛政二年に戸田家で所持していた「写」を写させてもらったものという。包紙うわ書には「御内書写」に加えて「御殿筆」とあり、宛所の形式からみても、右は家光の自筆であったことが推測される。

このように、真名書き・仮名書きにかかわらず、將軍直判の書状様式の文書を「御内書」と呼ぶ事例が近世初期からあり(史料2)、その認識は近世後期にも確認できる(史料3)の包紙うわ書)。そのため、「仮名書き」≡書状とする高橋説が成立するためには、その根拠を補強する説得的な事例をさらに提示する必要がある。したがって、右

のような疑義が出される以上、將軍（武家の棟梁）が発給する書状様式の文書を「ひらがな使用頻度の多寡」によって「御内書」と「書状」とに分ける高橋氏の定義は再検討を迫られていよう。

それでは、江戸時代に直判による書状形式の文書を「御内書」と「書状」とに区別する文書認識が存在しなかったのかというと、そうではない。たとえば、彦根井伊家に伝わる「御判物御長持入記」⁹⁾は、同家に伝来する判物などを入れた「長持」の天明七年（一七八七）一〇月段階での文書目録である。そこには、「御判物」「御手跡」「御書付」「御筆」「御直筆」「御書」「御黒印御内書」「歳暮御内書」「御書出」「御墨印」「御法度書」「御朱印」「重陽御内書」「御状」といった文書名称が見える。第一に注目されるのは、豊臣秀吉発給文書に関して「御内書」「御書」「御朱印」の区別があり、同様に徳川秀忠発給文書に関しても「御内書」と「御書」の区別がなされている。したがって、「御内書」と「書状（御書）」の区別は、右に見える多様な文書相互の関係を明らかにしたうえで特定する作業を不可欠とし、両者の差異を論じるだけで定義を下すことには慎重であるべきであろう。伝存する彦根井伊家文書のなかから個々の文書類型を具体的に同定する作業、あるいは文書相互の関係を近世史科学の体系のなかに位置付ける作業などを今後の課題として残すが、ここでは「御内書」と「書状（御書）」を区別する文書認識が存在したことを確認するにとどめたい。なお、両者の差異は、従来指摘された古文書学上の定義に基づいて、「御内書」≡公的文書、「書状（御書）」≡私的文書にあつたとしておきたい。⁹⁾

次に、「御内書」の様式について検討する。江戸幕府將軍の発給した「御内書」の差出は、書判（花押）・印判（黒印）のものが多く見られるが、自筆の場合は無判の場合もある。¹⁰⁾これを「御内書」の定義に結びつければ、將軍直判の文書である「御内書」には、書判・印判・無判が存在する。さらに、「三季御内書」は右筆書きなので、自筆書きか右筆書きかの差異は「御内書」の要件ではない。また、既述のように、真名書き・仮名書きの差異も「御内書」の

要件ではないとすべきであろう。

「はじめに」で提示した【史料1】のように、「御内書」は文末に「誰可述(申)候」と記されることが特徴の一つである。しかし、この文末の一文の有無も、実は「御内書」の要件ではない。たとえば、小浜酒井家文書では、次の文書を伝来する。

【史料4】徳川家康黒印歳暮内書⁽¹¹⁾

為歳暮之祝儀小袖一重到来、喜悦候也、

正月十一日 (徳川家康黒印)

(酒井忠利カ)
酒井与七郎とのへ

この包紙うわ書には「権現様御内書 一枚」とある。そのため、山本博文氏はこの文書を「徳川家康御内書」と名称付与した。同様のことは、前掲の【史料2】や【史料3】からも指摘できるし、後掲の【史料48】から【史料52】では、家網期の内書文末に記載の人物である酒井忠清宛の「御内書」も、特殊な例ではあるが文末の一文を欠く。そうした場合に、次のような文書はどうなるだろうか。

【史料5】徳川忠長書判書状⁽¹²⁾

為重陽之御祝詞小袖三贈給候、寔遠路御恂意之段、快然至候、猶期後音之時候、恐々謹言、

駿河大納言

九月十二日

忠長 (花押)

(池田忠雄)
因幡少将殿
御宿所

【史料6】徳川忠長書判書状⁽¹³⁾

為端午之御祝義帷子・単物数三送給候、御懇意之段、別而快然之至候、恐々謹言、

駿河中納言

五月四日

忠長(花押)

(池田光政)
松平新太郎殿

右の二史料は、徳川秀忠次男の徳川忠長(従三位・中納言、従二位・大納言)の発給文書で、池田家から重陽と端午の祝儀の進物を送られたことへの返札を内容とする書状形式の文書である。「御内書」の文末に記載される人物を欠くこと以外は、いわゆる「御内書」と見なされる文書と内容・様式的に大差はない(将軍発給文書にも、「謹言」「恐々謹言」の厚礼を用いた「御内書」はある)。しかも、「御内書」文末の人物の記載の有無は「御内書」の要件ではないとすれば、右は「御内書」の文書類型に類似した文書と言わざるを得ない。

ところが、池田家で作成された包紙うわ書には、「駿河大納言忠長公ヨリ忠雄公・光政公へノ書翰 貳通」とあり、「書状」系統の文書として理解されている。右の認識自体の正否や包紙うわ書が記された時期的な問題などについて十分な検討を要するが、この事例は「三季御内書」と類似した内容、および様式をもつ文書でありながら、発給者の地位の差異が「御内書」と「書状」の定義をするうえで重要な要件となることを示唆していよう。高橋氏が「將軍、あるいはそれに近い権威・権力を握った武家の棟梁が発給する書状様式の文書」と定義したのも、発給者の地位が「御内書」の文書名称を獲得するうえで不可欠の要素とみなしたためであろう。

その場合に、武家社会における「御内書」を単に將軍発給の文書と定義できないのは、近世初期には大御所となった秀忠や將軍就任前の家光が発給した文書も「御内書」と称されていたためである。発給者の地位の差を官位(三位以上)の差に求めることができないのは、徳川忠長ら三位以上の発給文書の存在があるためである。

また、豊臣秀頼の発給した文書も「御内書」と称されていた。高橋論文では蜂須賀家文書の豊臣秀頼発給文書を一七点紹介し、これが「御内書」という札とともに整理されていることを指摘している。土佐山内家文書のなかにも「御内書」と称される豊臣秀頼発給文書一〇点が伝存しており、上野論文で「御内書」として紹介している。その一つを文例として次に示す。

【史料7】豊臣秀頼黒印重陽内書⁽¹⁵⁾

為重陽祝儀、呉服三到来、嘉例之儀令祝着候、猶片桐市正可申候、謹言、

九月四日(豊臣秀頼黒印)

(山内忠義)
山内対馬守殿

いわゆる「三季御内書」と同じく、三季の時服献上に対する返礼を内容とした直判(黒印)の書状様式の武家文書である。土佐山内家では、この豊臣秀頼発給文書を入れた木箱のうわ書に、「秀頼様御内書 拾老通」と記している。また、正徳三年(一七一三)一〇月三日に土佐藩家臣野本甚五左衛門が作成した入記である「覚」には、次のようにある。

【史料8】野本甚五左衛門文書入記⁽¹⁶⁾

覚

一、秀頼公御内書拾壹通

一、秀吉公御代之御奉書壹通

一、秀頼公御代大坂御女中との御奉書八通

合式拾通

正徳三巳年十月三日

野本甚五左衛門（印）

このように、江戸時代中期になつても豊臣秀頼発給文書を「御内書」とする文書認識があつた。各々には包紙が付されており、一例を示すと次のようにある。

【史料9】豊臣秀頼内書包紙うわ書

為重陽祝儀呉服三到来嘉例之儀令祝着候、猶片桐市正可申候、謹言、

一 秀頼公ヨリノ御内書

九月四日

山内対馬守様江

これは、明らかに山内家で付された包紙である。「御内書」と「書状」の差異が公私の差異にあり、「御内書」と称される文書の機能が発給者の公的な権限に由来するとすれば、慶長期の武家社会において豊臣秀頼がいかなる地位にあり、どのような公的な権限を有していたかを説明せねばならないだろう。この点は、「御内書」の史科学的研究よりはるかに大きな問題をなげかけており、俄に結論を導き出すことはできないが、ここでは「御内書」の定義では発

給者の高い地位が要件となること、かつ、その定義いかんによつては、近世初期の公権力のあり方を問い直す重要な問題提起となりうることを指摘するにとどめておきたい。

最後に、近世史料学上の文書名称として「御内書」と「内書」のどちらを採用するかという問題がある。三鬼清一郎氏の研究では、豊臣秀吉自身が「内書」と称した事例を紹介しており、高橋論文でも島津家文書のなかに將軍徳川秀忠が自ら発給した文書を「内書」と称した事例を紹介している⁽¹⁸⁾。そのため、高橋氏は「御内書」と「内書」という区別は特になかったと思われる⁽¹⁹⁾との見解を示しながら、文書名称としては「御内書」を採用した。しかしながら、「御内書」と「内書」の区別が存在しないとすれば、「御内書」の「御」は単なる敬称に過ぎないのではなからうか⁽¹⁹⁾。

筆者の見解は、近世史料学の体系化をはかるうえで、「内書」を採用した方がよいと考える。その理由は、第一に、研究上の概念としては、敬称等は除外した名称付与が好ましいこと、第二には、仮に「御内書」という文書名称を採用するのであれば、近年定着している「奉書」についても、「御奉書」としなければ体系性がとれないと考えること、にある⁽²⁰⁾。

ここで事例を補足すると、岡山池田家文書には、「参議様へ秀吉公内書一通」と包紙に墨書された一通がある。これは同じ包紙の墨書から、明治二三年（一八九〇）に購入した際に付された文書名称とわかる。内容は、九月一日に秀吉から羽柴三左衛門（池田輝政）宛に出された雁三の礼状である⁽²¹⁾。つまり、「内書」という呼称は、発給者自らが敬称である「御」を付けずに使用する場合、あるいは発給者に対する畏敬の念が薄れた段階で、敬称である「御」を他者が削除した場合である。つまり、「御」が「内書」という名詞に付された敬称であることは明らかであろう。したがって、研究上の名称付与は、特別な理由のない限り敬称を付さないことを原則とし、本稿では内書を採用することにしたい。

なお、判物（書判状）・朱印状・黒印状は文書の発給様式による呼称であり、内書・書状・書付・書出は、文書の内容・機能類型による名称である。文書の名称付与は、発給者＋発給様式＋内容・機能類型の組み合わせによる名称を用いる方法が、その文書の性格を的確に表現できよう。たとえば、近年、定着している江戸幕府老中連署奉書などは、その代表例である。以下では、右の方法に従って名称付与を試みることにしたい。

二、近世中期における内書授受の仕組み

本章では、近世中期に編纂された儀式次第書から、江戸城殿中で内書を渡される黒田家と老中私宅で内書を渡される津軽家の事例を検討し、内書授受の仕組みを概観したい。

1、殿中渡し―黒田家の場合

本節では、宝暦一二年（一七六二）に福岡藩の右筆頭取浅岡正勢が將軍への献上儀礼の次第を編纂した「統年中式」⁽²²⁾のなかから、三季（端午・重陽・歳暮）の時服献上の次第を検討する。福岡藩は筑前四三万三〇〇石を領する国持大名であり、藩主は黒田氏である。本史料は、五代藩主黒田継高在位期（在位一七一九―一七六九）の享保七―八年（一七二二―二三）頃に一度編纂されたが未完であり、しかも細事は口伝によつていたため、宝暦一二年に、再度、口伝を書き加え、享保から宝暦までの「御日記」（江戸屋敷日記）を調べて編纂しなおしたものである。諸献上物の定数は、享保七年三月一五日に改正された諸家の献上物を示している。

まず、端午の時服献上は、五月一日から四日かけて献上した。定日はない。黒田家の場合は、本丸(將軍)・西丸(將軍世嗣)へそれぞれ帷子一・単物一宛、將軍家御台所には白銀三枚を、留守居を使者として献上する。献上の当日は、本丸へ留守居が目録を持参し、奏者番の家来(役号は押合という)に渡し、帳に付ける。小袖は玄閔で御城坊主に渡す。御台所へは銀子目録を献上し、蘇鉄之間の廊下で広敷番頭に渡して退出する。

留守居が持参する目録は、大高檀紙縦一枚を用いるが、御台所へは二枚重ねとした。書式は、次に示すように、將軍へは真名書き、御台所へは仮名書きを用いる。

【史料10】黒田継高無判時服献上目録案文

進上
御帷子御単物 二
御紋浅黄
御紋綸子黒
已上
松平筑前守
継高

【史料11】黒田継高無判銀子献上目録案文

しん上
白かね 三枚
以上
まつ平
筑前の守
つく高

右以外に、老中へは干鯛一箱・昆布一箱・樽代千疋宛、側用人・若年寄へは干鯛二箱・樽代千疋宛を祝儀物として贈る。肴の箱はいずれも塗箱とし、昆布は一箱に七把、干鯛は一箱に七枚を入れ、樽代金は目録に張り付けにする。この仕立を「中上り」といい、目録は並檀紙横折二枚重ねとし、藩主の名（無判）を記した。側衆・留守居・大目付・町奉行・勘定奉行・宗門奉行・長崎奉行（在府）・目付（御用頼み）・駿府城代へは干鯛一箱・樽代五百疋宛とし、やはり塗箱に干鯛五枚を入れ、樽代を同じように仕立てた。これを「並」といい、目録は並檀紙横折二枚重ねであるが、藩主の名は書かない。以下、京都所司代・大坂城代、京都町奉行・大坂町奉行、御城坊主から陸目付・同心・与力にまで格式差を設けながら祝儀物を渡した。



図1 時服献上の台（將軍宛）
出典）「統年中式」上

大名からの献上儀礼が終わると、今度は將軍から諸大名に宛て内書が発給される。この内書を渡す前日に、内書を渡す懸りの老中から諸大名家の留守居に宛て、「御直之御切紙」が使者から届けられ、翌日家来を登城させるべき旨が触れられる。内書渡し日は、おむね六月二五日前後となることが多かった。

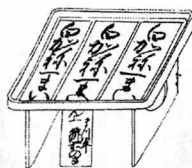
【史料12】江戸幕府老中単名無判切紙奉書案文

端午之 御内書可相渡候間、明日何時御城江家
来可被指出候、以上、

月日 御内書之内御名有之
御老中

松平筑前守殿

△ 沓履床の巾着と、白銀奉書として白銀
 中を奉書する小列包は白の紙に、と五條の
 端書有、は能のの奉書哉、外奉書と云ふ



○ 奉書云月板横奉書を
 八寸二歩 俣幅八寸二歩
 八寸四歩
 熱もす 九寸六歩

△ 包沓履床の地沓
 △ 奉書紙袋奉書美理銀包の手書左通



図2 白銀献上の台 (將軍家御台所宛)

出典)「続年中式」上

右の切紙奉書を受け取ると、即日のうちに内書の受け取りを担当する留守居一人が、使者として担当の老中宅に参上し、中奉書紙半切に「御請口上」を記し、美濃紙の包紙を付け、通例によりうわ書をして文書を届け、内容を取次に申し置く。

【史料13】 黒田継高請状草案

御切紙致拝見候、端午之御内書可被成御渡候間、明日何時 御城江家来可指出之旨、奉得其意候、以上、

月日

御内書之内御名有之
 御老中様 御一名

右は、藩主が在府中の場合である。藩主が在国中で江戸に不在の時は、後掲の【史料28】や【史料35】のように、留守居宛の切紙奉書が発給された。御請は留守居が口上でおこなったと見られるが、具体的な次第は「続年中式」には記されていない。

内書渡しの日には、留守居は染帷子半上下で登城する。諸家の留守居が出揃ったうえで、当番の目付が出て名順を

読み聞かせるので、その順の通りに並び直す。柳之間に「御渡之御老中」が出席し、その右の下座「国之内」に巻物を渡す奏者一人が着座し、「国之外」の老中の対座に大目付と目付数人が着座する。目付から名順の通りに呼び掛けがあり、留守居は着座した目付の前を通過して「国際」にいったん居してすぐに立ちあがり、老中の膝際より一間ほど前に平伏して摺り寄り、「御内書」を右手に受け、左の手を添えて受け取り、懐中に入れるとすぐに摺り下がる。この時、老中が「拝領物」と声をかけるので、礼（辞儀）をして立ち上がる。次に、奏者の前に行き、居したまま摺り寄り、巻物二巻を直に渡されると、着座した目付の後ろを通過して引き下がる。諸家の「御内書渡」がすべて済むと大目付と目付が立ち上がり、奏者の下座（国之外）に列座する。この時、諸家の留守居は一同に「国之外」に並び居して、拝領物を受け取った礼のため、礼（辞儀）をして引き取る。これが済むと、同じ席へ西丸老中が出席し、將軍世嗣への献上物の返礼として奉書を同じ次第で渡す。留守居への拝領物はない。これが終わると、留守居は拝領物の礼のため、「御内書御渡之御老中」の自宅へ退出の節に出向き、取次に礼を口上で申し置く。

城へは馬廻り一人（柴帷子半上下着用）が留守居と一緒に中ノ口より上り、蘇鉄之間で控え、内書を受け取って退出する。内書を入れる挾箱は、各門より持出す断りを留守居より御城坊主をもって目付に断る。挾箱は黒塗紋付とし、内書は紫綿紗一重の服紗に包む。

黒田家が拝領する内書は、檀紙横折の料紙を用い、次のような文面をとる。

【史料14】江戸幕府將軍黒印端午内書案文

為端午之祝儀、帷子単物到来、歎覚候、委曲何某

御内書御渡之
御老中御氏御名可述候也、

五月二日三四日
頃之御目附 御黒印

筑前少将殿

右の文面から、内書文末に記載の老中と内書渡しの老中が同一人物であることが確認できる。事実、貞享元年（一六八四）に堀田正俊が死去したのは、内書を渡す老中は内書の文末に氏名を記載された老中（御内書之内御名有之御老中）と一致するのが基本である（上野論文掲載表）。かつ、【史料12】から、この老中は内書渡しのために、諸大名に家臣（留守居）の登城を命じる切紙奉書の発給を担当する人物でもある。「統年中式」では、月番老中の場合は「御用番御老中」と記されるので、右の人物は内書を渡す月の月番老中ではない。「統年中式」にはその説明はないが、後述の津軽家の事例等から、内書の文末に記載の老中は、諸大名から献上された時服を柳之間で受け取る老中であり、これが「懸りの老中」として内書文末に記載の老中となる。

西丸の將軍世嗣への献上への返礼は、西丸老中から奉書が発給される。

【史料15】西丸老中單署奉書案文⁽²⁴⁾

為端午之御祝儀以使者御帷子單物被献之候、遂披露候処、一段之御仕合候、恐々謹言、

五月 西御丸附御老中

松平筑前守殿

藩主が在国中であれば、内書の本紙は使者または諸士交代便で国元に送り届ける。そのうえで、飛脚便で内書の写と西丸奉書の本紙を国元に送った。

内書の御請と使者の拝領物の礼として、在府中は担当の老中一名宛に捺書状（請状）を即日提出する。連書調え

(老中複数宛)の時に用いる中奉書紙にて裏白に調え、小奉書紙でこれを包み、うわ書は通例とする。西丸へも、同様である。在国の場合は、本丸老中連名宛に、書状を判紙を用いて提出する。従来からの日積りでは、内書渡しの日より御請の日付までは三十四、五日(使者片道の日数)で、この日付より江戸において御請の書状を提出するまでに二十四、五日(飛脚片道の日数)をおき、留守居が老中宅へ持参する。次に、在国中の文例を示しておく。

【史料16】黒田継高請状案文

一筆致啓上候、端午御祝儀就献上仕候、御内書被成下頂戴之、難有仕合奉存候、且又家来之者江御巻物拝領被仰付、冥加至極奉存候、此段為可申上呈飛札候、恐惶謹言、

月日

御本丸

御老中様 御連名

【史料17】黒田継高請状案文

一筆致啓上候、端午御祝儀献上仕候処、首尾能被遂御披露之旨、何月何日之御奉書拝見仕忝奉存候、此段為可申上呈飛札候、恐惶謹言、

月日

西御丸

御老中様

内書文末に記載の老中と、実際に内書を渡した老中が異なる場合は、請状は実際に内書を渡した老中宛に提出し、文末に名のある老中への御請は使者口上のみで済ませる。以上が「統年中式」に記された次第であるが、実際にはこ

のちに右の請状に対する老中の返札の奉書(返札)が発給されることになる。⁽²⁵⁾

次に、重陽の場合であるが、基本的に端午と同様の授受過程をとる。時服献上の時期は、九月一日から五日頃まで、定日はない。黒田家の場合は、將軍と將軍世嗣にはそれぞれ熨斗目一・小袖一宛、將軍家御台所へは白銀三枚宛を、留守居を使者として献上する。献上目録は、大高檀紙竪一枚を次のように記す。御台所へは、端午の時の【史料13】と同じなので省略する。

【史料18】 黒田継高重陽時服献上目録案文

進上

御小袖 二

御紋熨斗目御腰明

御紋紗綾黒

已上

松平筑前守

継高

この献上が終わると、將軍直判の内書が発給される。日付の多くは九月七日で、この頃には、例年一〇月二日頃に渡される。大名からの請状も、端午の時と同様に作成され、老中に届けられる。

最後に歳暮であるが、これも端午・重陽と変わらない。立春前に献じるもので、例年は一二月二一、二日頃に献上した。これも、定日はない。黒田家では重陽と同じく、將軍と將軍世嗣にはそれぞれ鬨斗目一・小袖一宛であり、將軍家御台所へは端午・重陽と同じく白銀三枚宛で、留守居を使者として献上する。

【史料19】黒田継高歳暮時服献上目録案文

進上

御小袖 二

御紋鬨斗目御腰明

御紋繪子黒

松平筑前守

継高

この献上が終わると、將軍直判の内書が発給される。日付の多くは二月二七日であり、年明けの二月二一日頃に渡される。大名からの請状も、端午・重陽の時と同様に作成され、老中に届けられる。

2、老中私宅渡し—津輕家の場合

本節では、享保二〇年(一七三五)頃に編纂されたと推定される「公儀之事 年中行事」⁽²⁶⁾と題する史料から、津輕家の三季時服献上の次第を検討する。本史料の諸献上物は、享保七年三月一五日に改正された諸家の献上物を示しており、前節で検討した黒田家の場合との比較が可能である。作成の経緯は不詳だが、留守居の勤務のために幕藩間の年中行事の子細について記録したものである。弘前藩主津輕家は、陸奥弘前四万六〇〇〇石を領する小大名であるため、内書の授受は老中の私宅渡し⁽²⁷⁾の格式であった。

まず、端午の祝儀では、五月二日に使者(留守居)が鬘斗目半襦で時服献上のため今暁七ツ時(午前四時頃)に出宅し、下馬で待機する。明六ツ時(午前六時頃)打ちから少し間を置いて大手内桜田門が明くと、徒目付番所より案内があり、長持を入れる。留守居が先に玄関所まで行き、徒目付番所へ断つて、下野薄縁まで出向き、時服を坊主衆に預けて、直ちに大広間へ行き、当番の奏者の家来(押合)へ目録を渡し、手札を請け取る。將軍世嗣への時服は本丸に納め、殿上之間で当番の西丸奏者の家来に目録を渡し、手札を受け取って退出する。

【史料20】押合手札

当番——守内

西丸当番——守内

誰

誰

津輕家は、將軍への時服を蘇鉄之間、將軍世嗣への時服を大広間西の御縁頬に上げるのを家格とした。これより上の家格で柳之間へ時服を上げる家は、三家（尾張徳川宗春・紀伊徳川宗直・水戸徳川宗翰）、松平加賀守（加賀金沢前田吉徳）・松平讀岐守（讀岐高松松平頼恒）・松平相摸守（因幡鳥取池田吉泰）・松平但馬守（美濃高須松平友相）・松平幸千代（出雲松江松平宗衍）・松平左京大夫（伊予西条松平頼渡）・松平大学頭（陸奥守山松平頼貞）・松平甲斐守（天和郡山柳沢吉里）・松平大和守（陸奥白河松平義知）・松平安芸守（安芸広島浅野吉長）・松平播磨守（常陸石岡松平頼時）・松平越後守（美作津山松平長恩）・松平兵部大輔（越前福井松平宗矩）・松平左兵衛督（播磨明石松平直常）の一七家であった。

五月五日には、在府の諸大名が登城して、將軍に端午の礼をする。津輕家の殿席は柳之間なので、大広間が礼席となる。重陽・歳暮も同様に、時服の祝儀献上をおこなう。この祝儀献上が終わると、將軍から三季の内書が発給される。この授受過程を歳暮内書の事例から示すことにしたい。

二月二日頃に、歳暮の内書が渡される。その前日に、【史料21】の「御奉書」が懸りの老中から発給され、明朝六ツ時（午前六時頃）に家来一人を老中私宅へ参上させるように伝達する。これを受け取ると、即日、【史料22】の藩主直判による請状を懸りの老中に提出する。

【史料21】江戸幕府老中単名無判切紙奉書案文

歳暮之 御内書可相渡候間、明朝六時家来一人、私宅江可被差越候、以上、

二月廿日

守

— 守様

【史料22】津輕某書判請状案文

歳暮之 御内書御渡可被遊候間、明朝六時家来咄人、御宅江差出可申之旨謹而奉畏候、恐惶謹言、

二月廿日

判

— 守様

この懸りの老中とは、「御時服上り候節、柳之間江御出席之御老中御懸り二而、御奉書も右御老中お承ル」と説明がある。要するに、留守居が時服を江戸城に届けた時に、柳之間へ出席した老中が「懸り」となり、【史料21】の「御奉書」も同じ老中から発給される。既述のように、津輕家は蘇鉄之間に時服を上げる家格であり、ここには老中の出座はなく、担当の奏者の家臣（押合）が応対をするのみである。柳之間の献上は、三家以下、將軍家一門、松平氏を与えられた大名家の計一七家であった。つまり、享保期には柳之間に出座した老中が、内書の授受にいたる儀礼をすべて司る中心人物となり、柳之間より下の家格の諸大名に対しても、実際に出座はしないが、内書授受の懸りとして一切を担当する人物として立ち現れるのである。

また、前節の黒田家と同様に、江戸城において内書・奉書を渡されるのは、三家・国主クラスである。躑躅之間は三家（尾張徳川宗春・紀伊徳川宗直・水戸徳川宗翰）、柳之間は松平加賀守（加賀金沢前田吉徳）・松平陸奥守（陸奥仙台伊達吉村）・松平大隅守（薩摩鹿児島島津繼豊）・松平相摸守（因幡鳥取池田吉泰）・松平左京大夫（伊予西条松平頼渡）・松平安芸守（安芸広島浅野吉長）・松平兵部大輔（越前福井松平宗矩）・松平但馬守（美濃高須松平友相）・松平大学頭（陸奥守山松平頼貞）・松平甲斐守（大和郡山柳沢吉里）・松平大炊頭（備前岡山池田繼政）・佐竹右京大夫（出羽秋田佐竹義峯）・

松平筑前守（筑前福岡黒田継高）・藤堂和泉守（伊勢津藤堂高豊）・松平播磨守（常陸石岡松平頼時）・松平土佐守（土佐高知山内豊敷）・松平信濃守（肥前佐賀鍋島宗茂）・上杉民部少輔（出羽米沢上杉宗房）・松平大膳大夫（長門萩毛利宗広）・細川越中守（肥後熊本細川宗孝）・有馬中務大輔（筑後久留米有馬則昌）・松平讃岐守（讃岐高松松平頼恒）・松平阿波守（阿波徳島蜂須賀宗英）・宗対馬守（対馬府内宗義如）・松平幸千代（出雲松江松平宗衍、目見以前なので内書はなく奉書のみ）・伊達遠江守（伊予宇和島伊達村年）・松平越後守（美作津山松平長恩）・南部修理大夫（陸奥盛岡南部信視）の二八家であつた。築地と浅草の両本願寺は、「明日御城江輪番罷出候様」と寺社奉行より触れられた。留守居へは巻物二宛が与えられた。これ以外の諸大名家は老中私宅で渡され、津軽家もそのなかに含まれた。

翌二一日、留守居は暁八半時（午前三時頃）に鬨斗目半襦で出宅し、「御渡之御老中」の門前に詰める。六ツ時（午前一六時頃）前に門が開くので玄関へ伺公し、帳に付けて、使者之間へ通り、六ツ時前に取次が出てきて主人の名を呼ぶので並び揃う。これを呼懸という。席分順を立て、この次第順に渡されることもあるが、次第不同に渡されることもある。対客之間へ老中が出て、留守居一人づつに主人の名が披露されるので、脇差を帯びたまま老中の前へ出る。内書を直接渡され、これを受け取る。

【史料23】江戸幕府將軍黒印歳暮内書案文

歳暮之為祝儀、小袖一重到来、歛思召候、猶——守可申候也、

十二月廿三日 御黒印

——守とのへ

これは、諸大夫・五万石以上の文面である。内書の書札礼は家格により格差があり、津軽家の場合は【史料14】の

黒田家と比較すると、文面も短く、薄礼である。帰宅した留守居から内書を受け取った藩主は、内書渡しの際、黒田家の場合には、直勤の必要はないので、内書の御請の仕方にも厳然とした家格差があった。なお、家督後に初めて頂戴した時は、老中方に残らず札に出向く。幼少の場合、あるいは目見え以前の場合には、内書は発給されない。西丸奉書は、目見え以前でも発給されたが、十歳以下は奉書は発給されず、十一歳から発給された。

西丸からは西丸老中の用人より、明朝六ツ時(午前六時頃)に奉書が渡されるので、老中私宅まで参上するように「手紙」が来る。この請状は、留守居から用人に宛て提出する。

【史料24】江戸幕府西丸老中用人書状案文

歳暮之奉書可相渡候之間、明朝六時御老人御出候様、能登守申候、以上、

二月廿日

上書 ———— 守様

松平能登守内

御留守居中

誰 ———— 誰

【史料25】津軽家留守居請状案文

御手紙拝見仕候、歳暮之御奉書御渡可被遊候間、明廿一日之朝六時参上可仕旨奉畏候、以上、

二月廿日

上書 肩書無之

—— 誰様

—— 守内

—— 誰様

—— 誰

西丸老中からの奉書の受け取りは、殿斗目半襦で伺候する。刻限以外は内書と同じである。

【史料26】江戸幕府西丸老中単名無判奉書案文

為歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重進上之候、遂披露候所一段之仕合候、恐々謹言、

十二月廿七日

松平能登守(兼封)

—— 守殿

この奉書に対しては、藩主が自身で直礼を勤める必要なく、在府・在国ともに請状を持たせた使者の口上勤めでおこなった。

【史料27】津軽某請状案文

御奉書拜見仕候、為歳暮之御祝儀御小袖以使者献上仕所、首尾能被遂御披露之旨被仰下、忝仕合ニ奉存候、為御礼捧愚礼候、恐惶謹言、

二月廿一日

松平能登守(兼封)

「御内書」の史科学的研究の試み（福田）

藩主が在国中は、二月二〇日頃に老中の名を略した切紙奉書が留守居宛に発給される。

【史料28】江戸幕府老中無判切紙奉書案文

歳暮之 御内書可相渡候間、明晩八時自宅江可罷越候、以上、

二月

松

(番書)
左近

——守殿

留守居

この切紙奉書を使者が広間へ持参し、印判の請取を取って差し置き、御請のため速やかに老中宅の式台へ行き、「誰家来二而御座候、明日 御内書御渡被遊候付、参上可仕旨蒙 仰奉畏候、右為御請罷出候、御用人迄宜被仰達可被下候」と口上を述べる。西丸老中の用人からも、翌日の奉書発給の旨が伝達される。いずれも、在府の時と同じ次第をとる。

当日、留守居は四ツ半時(午前一一時頃)に出宅する。委細は在府行事と同じである。内書・奉書の請状は、【史料29】を懸りの老中一名宛に、【史料30】を西丸老中宛に提出する。藩主が在国中の場合は、右の請状が国元から到着次第、使者が懸りの老中・西丸老中に持参する。

【史料29】津軽某請状案文

一筆啓上仕候、歳暮御祝儀之節御小袖献上仕候二付被成下 御内書謹而頂戴難有仕合奉存候、右為可申上捧愚札

候、恐惶謹言、

月日

松平左近将監様

参人々御中

【史料30】津輕某請状案文

一筆啓上仕候、為歳暮之御祝儀御小袖以使者献上仕候処、首尾能被迷御披露候旨被仰下、御奉書忝仕合奉存候、
右為御請捧愚札候、恐惶謹言、

月日

松平能登守様

参人々御中

以上をまとめると、端午・重陽・歳暮の三季には諸大名から時服の献上があり、これへの返札として内書が渡される。大名の資格により、時服献上の殿中部屋、御請の仕方、内書の書札札、渡す場（殿中渡しと老中私宅渡し）に格差があったが、時服の献上↓将軍への披露↓内書渡し前日の伝達（奉書発給）↓御請↓当日の内書渡し（内書奉り）↓御請↓老中奉書（返札）の発給というサイクルが、幕藩間の年中行事として定着していた。

三、内書授受の仕組みの確立過程

前章では、近世中期の内書授受の仕組みを概観した。本章では、さらにその授受の仕組みが確立する過程について考察したい。内書の文面の最後には、「誰可申候也」とか「誰可述候也」と記される。この「誰」に当たる人物について、大野充彦氏は「奉者」、⁽²⁷⁾上野秀治氏は「披露人」、高橋修氏は「御内書発給取扱担当者」としている。「披露人」⁽²⁸⁾は進物の披露に由来する呼称であろうし、「奉者」は將軍の意を伝達する内書を奉ることに由来する呼称であろう。ただし、前節で明らかにしたように、近世中期以降に内書の懸りとなった老中は、右の二つの機能のみを有していたのではない。①柳之間で時服を受け取る、②將軍へ時服を披露する、③内書文末に記載される、④内書渡しの前日に切紙奉書を発給する、⑤内書と使者具服を大名家家臣(留守居)に渡す、という五つの機能を有していた。

内書は無年号文書であり、特に三季内書の文面には年次を特定する記事はないため、受け取った大名側で付けた包紙うわ書等がなければ、その発給年次を特定することは難しい。これが、内書研究をこれまで困難にしてきた最大の理由である。ただし、近年の藤井讓治氏の研究により、家光期以降は次のような変遷が確認される。まず、家光の將軍就任以前は、家光付年寄の酒井備後守(忠利)と青山伯耆守(忠俊)の二人の名が内書文末に記され、元和九年(一六三三)四月二二日に酒井忠世が家光付年寄になると酒井雅楽頭(忠世)の名に変わる。同年七月に家光が將軍に就任し、西丸に居を移した大御所秀忠の場合は、西丸筆頭年寄の土井大炊頭(利勝)の名が内書文末に書かれた。秀忠の死後は、西丸年寄が本丸年寄に吸収されたが、それ以後も筆頭年寄酒井雅楽頭(忠世)が内書文末に書かれることに変化はない。寛永十一年(一六三四)に酒井忠世が失脚すると土井大炊頭(利勝)に、寛永二十一年(一六四四)頃か

ら酒井謙岐守（忠勝）に変わる。慶安四年（一六五二）に家光が死去すると、同年一月二日に酒井忠清が一人で内書を担当するように命じられた（徳川実紀）。翌承応元年（一六五二）一月二十九日に、代替わり後初めて四代將軍家綱の内書が渡されたが、【史料31】のように、酒井雅楽頭（忠清）の名が文末にある。

【史料31】江戸幕府將軍（徳川家綱）黒印内書^{〔31〕}

為歳暮祝詞、小袖十到来歎覚候、委細酒井雅楽頭可述候也、

朱カキ
慶安四年

十二月廿七日（家綱黒印）

^{〔詳光久〕}
薩摩少將殿

酒井忠清は、寛永一五年（一六三八）から奏者を担当した。酒井雅楽頭家が担当した奏者の役は、特に「晴儀」と呼ばれた。これは、三家・將軍家一門を初め、侍従以上の諸大名が將軍に謁する時の披露役のことである。年始・五節句などの儀式では太刀目録、および進物の献上を披露し、返盃を取り次いで酌人へ渡す酒宴の儀式などをつとめた。また、將軍が御次之間に出座して一同御礼の時は、間の襖障子を開き、一方の襖障子を月番老中が開いた。四品以下の披露は、雅楽頭家の担当ではなく、奏者番がこれをつとめる。慶安四年（一六五二）からは、忠清が内書文末に記載の人物となるが、これも酒井雅楽頭家が幕府儀礼の披露役の中心を担う特殊な家柄にもなつてのことであつた。

酒井忠清が幕府老中に就任するのは、承応二年（一六五三）閏六月五日からである。忠清は老中就任と同時に筆頭老中の地位に置かれ、各老中が一月ごとに交代でつとめる月番（御用番）や評定所寄合への出座の役を免除され、これまで通り奏者の最高位者として幕府儀礼の披露役の頂点に置かれた。つまり、承応二年閏六月五日以前に忠清は老

中ではないため、内書文末に記載の人物は、必ずしも老中・大老職に連動するものではなかった。内書文末に記載の人物は、將軍への献上物を披露する奏者の最高位者の地位にある人物を記すことが第一義であり、その人物は幕府政治を担う筆頭老中もしくは大老を兼務することがあったという順序で考えることが適切であろう。なお、以下では披露役の頂点に立つ人物を披露人と命名することにした。

延宝八年(一六八〇)一月二三日には、稲葉正則に、酒井忠清の後任として、「御内書奉」の役、すなわち奉者役となることが命じられた(史料32)。稲葉は、同年一月二日に忠清並の大老となり、奉書加判と月番老中役を免除されていた。

【史料32】「永代日記」延宝八年二月三日の条⁽³²⁾

一、今日於御城 御内書奉 正則公江被 仰付旨、以牧野備後守様被仰渡、午後刻、御退出之刻、右為御礼、備後守様江被成御越、

稲葉が一年間この役をつとめたのち、天和二年(一六八二)二月三日の歳暮の内書渡しから、前年二月一日に大老となった堀田正俊に引き継がれた。貞享元年(一六八四)八月に堀田が死去すると、以後は時服を献上した月の月番老中が内書授受の懸りとなる。このように、承応元年(一六五二)から延宝八年(一六八〇)までの二九年間は、酒井忠清が内書文末に記載の人物であり、忠清のちは大老稲葉正則、同堀田正俊へと引き継がれる。そのため、これを大老の役目とする理解もあるが(「柳營勤役録」)、忠清は大老に就任する以前からこの役を勤めており、必ずしも大老の役目として固定的に位置づけられていたわけではない。即ち、酒井忠清→稲葉正則→堀田正俊の変遷は、まず幕府儀礼構造における奉者の継承であったと限定的に理解する必要がある。かつ、現存する内書の文末に記載の人物

の氏名は、酒井忠清↓稲葉正則↓堀田正俊と変遷が確認できるため、奉者⇨内書文末に記載の人物という関係が確定する。また、内書文末に記載の人物は、幕府儀礼の奏者の最高位者⇨披露人であるため、披露人⇨内書文末に記載の人物⇨奉者という関係がここに成立する。

稲葉正則は延宝九年二月三日に奉者の初役をつとめた。やや長文に及ぶが、「永代日記」の記事からその過程を検討することにした。

【史料33】「永代日記」延宝九年二月三日の条

一、御内書御渡被遊御用、先頃被 仰付、依之明日歳暮之御内書御渡被成二付、今日御登 城以後、御跡より御城江請取人金万五郎右衛門・渡辺儀左衛門、右兩人御附番岡本七兵衛致同道、半櫃為持罷越候処、御内書御部屋迄久保吉右衛門様御持参、都合百九拾八通請取罷帰、并御城之御広蓋式ツ御借り被成、明日御内書御渡以後御返シ被成筈也、

一、明日御内書御渡被成候二付、今日御触之御手紙被遣之、御在江戸之衆江者御直書、明日六時過家来老人可被指越候、御在所之分八同晚八時可参旨、留守居迄被仰遣、

一、吉川内藏助方儀在府二付、明暮六時家来可被指越由、被仰遣、

一、御内書御在府之分百三拾壹通、御在所之分六拾七通也、

一、御城二而渡分

- 甲斐宰相(松平親忠) 尾張中納言(藤川光友) 紀伊中納言(藤川光友) 水戸宰相(藤川光友) 松平讃岐守(藤川光友) 松平加賀守(藤川光友) 松平大隅守(藤川光友) 松平相摸守(藤川光友) 松平左京大夫(藤川光友) 松平陸奥守(藤川光友) 松平越前守(藤川光友) 松平大膳大夫(藤川光友) 細川越中守(藤川光友) 松平伊予守(藤川光友) 松平(黒田)

光之 右衛門佐様 松平丹後守様 宗対馬守様 伊達遠江守様 藤堂和泉守様 松平土佐守様 佐竹右京大夫様 松平
(綱島光茂) (義貞) (宗利) (命久) (山内忠信) (義忠) (淺野)
 安芸守様 上杉弾正大弼様 松平出羽守様 松平淡路守様 森伯耆守様 有馬中務大輔様 南部大膳大夫様 両
(綱島) (綱島) (藤須賀綱矩) (長泰) (頼元) (重信)
 本願寺

右之外、御老中様・若御年寄中并牧野備後守様者於 御城御頂戴之由、
(成貞)

第一条で稲葉は「御内書御渡被遊御用」を命じられたとあるので、奉者は御内書渡しの責任者でもある。つまり、披露人に内書文末に記載の人物に奉者(内書奉り) に内書渡しの責任者、といった関係が成立する。右の命令に基づき、正則は前日の二月三日に登城した。そのあとから、家臣二人と附番一人が登城し、幕府右筆久保正信が老中部屋まで持参した一九八通の内書を受け取り帰宅した。この時、広蓋二つを借り、内書渡し後に返却する。次に、明日が内書渡しであることを「手紙」で諸大名に触れる。在府の諸大名へは「明日六時過家老人可被指越候」と直書で伝え、在国の諸大名へは「同晩八時可参」と留守居まで伝達した。吉川広紀は將軍代替わりの参勤で在府中であつたため、「明暮六時家来可被指越」と伝達した。受け取つた内書は、在府分が三一通、在国分が六七通であつた。(33)

二月四日当日、卯刻(午前六時頃) に自邸の大書院に出席した稲葉正則は、在府の諸大名の留守居一人宛を召して、内書を渡した。その後、辰后刻(午前九過ぎ頃) に登城して、午后刻(正午過ぎ頃) に退出した。未刻(午後二時頃) に自邸の大書院において、在国の諸大名の留守居一人宛を召し、内書を渡した。薄暮には、紀伊徳川光貞から使者をもつて今日の内書渡しの礼として、鮮鯛二を送られた。正則は、今回初めてのことであつたため、使者に対面した。翌日は、正則は老中大久保忠朝・堀田正俊・土井利房・板倉重種、側用人牧野成貞、若年寄石川乗政・松平信興宅を訪れ、昨日無事に内書渡しを終えたことの礼をし、その後に登城した。

同年六月二四日には、翌日の端午の内書渡しへの準備が進められた。辰刻（午前八時頃）に登城した稲葉は、午后刻（正午過ぎ頃）に退出した。その間の巳刻（午前一〇時頃）に、内書の受け取りのため、稲葉家家臣小野伊右衛門・大野治右衛門、御付番岡本七兵衛が登城し、「大名衆順付之帳」二冊、硯二面、小奉書薄紙入、広蓋二枚を受け取った。宰料足輕二人（袴羽織着）、中間五人（対の衣類着）は城内の老中部屋まで参上し、その旨を坊主衆から幕府右筆久保正信まで連絡してもらうと、久保は東王院清悦に内書を持たせて老中部屋まで出てきた。清悦の立ち会いのもと、内書を一通づつ内見して、「順付之帳」と引き合わせ、相違ないことを確認して半長持に入れて帰宅し、猿薄之間の床の上に置き、夜になって右の半長持を御用部屋に入れ、大野治右衛門が寝番をつとめた。

一方、明日に内書渡しがあることを「手紙」³⁴で触れた。その文言は次の通りである。

【史料34】在江戸諸大名宛江戸幕府奉者切紙書状案文

端午之 御内書可相渡候間、明朝六ツ時過私宅江留守居老人可被指越候、以上、

六月廿四日 稲葉美濃守^{正助}

何かし殿

【史料35】在国諸大名宛江戸幕府奉者切紙書状案文

端午之 御内書可相渡候之間、明日八ツ時分私宅江留守居一人可参候、以上、

六月廿四日 稲美濃^{正助}

何かし殿

留守居中

「御内書」の史科学的研究の試み（福田）

在府の諸大名へは稲葉から藩主宛の直状が使者にて届けられる。在国の諸大名へは稲葉の名を略した留守居宛の書状に、上包に「何かし殿 留守居中」と書き、供廻りの使いにて届ける。吉川広紀は引き続き在府中であつたため、吉川家の家来まで稲葉家家老稲葉伊織から「手紙」を出させた。

次に、桜田門・馬場先門・和田倉門の三カ所の番所に断りの使者を派遣する。その口上は、「明日端午之御内書相渡候二付、未明より使者多ク相通可申候、御曲輪之内之儀候間、夜明前より人多取込候義如何ニ存候間、断申相通り度と申使者有之候共、夜明不申内者御通被成間敷候、外之御屋敷江通候使者ハ格別之儀候、為御断以使者申入候由」というものであつた。

二五日は、卯刻過（午前六時過ぎ頃）に自宅の大書院下之間で当三月の通り留守居を一人宛召して、内書を渡した。在府大名の分は一一七通で、そのうち「指合」のある衆があり、七通が残つた。これは城中で老中と相談して、忌明けに渡すことに決した。未后刻（午後三時過ぎ頃）には、在国大名の留守居を一人宛召して、内書七一通と吉川家分を渡した。加えて、朝・夜に参上の留守居に対して、次の「書付」を見せた。西丸の鶴松（綱吉嫡子）への献上に対しては、内書ではなく奉書が発給された。

【史料36】江戸幕府奉者書付案文

覚

若君様江端午之御祝儀献上之奉書今朝板倉内膳重種正殿ニ而相渡候間、此方も直ニ内膳正殿江可被相越候、以上、

翌二五日には、江戸城殿中で内書渡しがあつた。渡された諸大名家は、二月の時と同じである。なお、殿中渡しと奉者の私宅渡しは異なる日の場合があることがわかる。

このように、第二章で検討した享保期の内書授受の仕組みは、既に延宝九年（二六八一）には成立していた。内書を渡す手続きは各家の格式により差があり、江戸城に諸家の留守居を呼び、殿中で内書を渡される家は、將軍家の連枝、三家、三家連枝、国主以上の二十数家、両本願寺、および老中・若年寄までが基本であった。右以外の諸家は、留守居を奉者の屋敷に呼び、使者の間で上覧し、一人づつ内書を渡した。いずれも使者には時服が与えられ、内書を留守居から受け取った在府の諸大名は、その日のうちに奉者宅に礼の使者を派遣し、あるいは自身で直礼に赴いた。

【史料33】の史料からは、稲葉が③内書文末に記載の人物Ⅱ奉者、④内書渡しの日を触れる「手紙」の発給者、⑤私宅での内書渡し、という三つの機能を果たしたことが明らかである。しかし、子細にみると、④の「手紙」は稲葉の私宅に諸大名の家来を呼ぶもので、江戸城殿中への登城を命じたものではない。⑤の内書渡しも、「永代日記」は稲葉が江戸城に登城したことを記すのみで、殿中での内書渡しを担当したのかどうかは不明である。結論を先にいえば、殿中渡しの場合、留守居の登城は老中奉書で伝達され、殿中で内書を渡す役は時服を献上した月の月番老中が担当した。即ち、堀田正俊が没する貞享元年（二六八四）八月以前は、④の機能は、④a殿中渡しⅡ老中切紙奉書、④b奉者私宅渡しⅡ奉者切紙手紙、と機能が分掌されていたのである。しかも、④aの老中切紙奉書は老中連名で発給されたが、内書渡しがある月の月番老中ではなく、時服が献上された月の月番老中が担当した。

右の点を堀田の死後に初めて内書が渡された事例から検討してみたい。貞享元年一月二二日に老中戸田忠昌から、重陽内書を渡すため、翌日、家来一人を登城させるように命じる「御老中御連名之御切紙」が到来した。次の史料は、翌日の内書授受の次第である。

【史料37】「毎日記」貞享元年一月二三日の条⁽³⁵⁾

重陽之御内書御渡被成候付、今朝五ツ時鈴木半兵衛 御城江罷上候処、柳之間ニおゐて、九月御月番戸田山城守(忠貞)様、御奏者御当番松平(信忠)因幡守様御列座、山城守様御直ニ御内書順々ニ御渡、(中略)、

御内書御請之儀、例年ハ御大老江被仰上、使者時服拝領之御礼ハ御月番御老中江被仰上候得共、御大老無御座候付、今度之御内書御請、使者時服拝領、一紙ニ御書載被成候儀も如何ニ御座候、(傍点筆者)

「九月御月番」、即ち重陽の時服を献上した時の月番老中戸田忠昌が江戸城柳之間で留守居に内書を渡し、奏者松平信衡が使者の時服を手渡した。問題は、その御請御礼の仕方にあつた。「大老」がないので(傍点)、内書の御請と使者時服拝領の御請御礼を一紙で戸田にすることになるが、これは問題ではないか、というのである。宗家では戸田家の取次にその旨を尋ねたが、明確な返答が得られなかつたため、結局、今回は内書の御請と使者時服拝領の御請は別々の二紙で調べ、戸田家に届けた。しかし、「重而よりハ諸方並ニ一紙ニ相認被差上筈也」と、以後は一紙で礼を済ませればよいことを確認している。

この点をさらに明確にするために、遡つて貞享元年七月の事例を見てみたい。

【史料38】「毎日記」貞享元年七月二一日の条(36)

五月御月番阿部豊後守様(正忠)御使者松下弥一右衛門方を以、御三人御名付ニ而御切紙之御奉書一通来ル、御紙面左記之

端午之御内書可相渡候間、明日四ツ時以前家来老人御城江可被差越候、以上、

七月廿一日

戸田山城守(忠貞)

阿部豊後守(正忠)

大久保加賀守(忠朝)

宗対馬守殿(義基)

右之御請

御切紙致拜見候、可被成下端午之御内書之間、家来者老人明廿二日四ツ時以前、御城江可差上之旨奉得其意候、恐惶謹言、

折御上輩

七月廿一日

宗対馬守
御名乗御判

大久保加賀守様

阿部豊後守様

戸田山城守様

右御請、折御上輩ニ相調、奉書包ニ仕也、殿様御使者江御逢、御直ニ御請御渡被成候也、

【史料39】「毎日記」貞享元年七月二二日の条

端午之御内書御出し被成候ニ付、今朝桃田三左衛門 御城江御上候処、五月御月番阿部豊後守様御直ニ御渡被成、請取之、退出之節、如例年御使者三左衛門江御時服ニ被成下候、謹而頂戴仕ル、御時服ハ御奏者御番石川美作守(兼悠)様御渡被成候、退出之節御月番御老中様迄御時服拜領之為御礼罷出ル也、御城御当番御目付宮城主殿様(利徳)・平野九(長)左衛門様・坊主組頭小島順益也、

御内書御頂戴之為御礼、如例堀田筑前守様へ豎御状を以御礼被仰上候、并使者時服拜領之御礼、是又五月御月番阿部豊後守様江右同断御使者桃田三左衛門勤之、右御礼之御案文左ニ記之、

端午之御祝儀進上仕候ニ付、被成下御内書、謹而致頂戴難有仕合奉存候、為御礼捧愚札候、恐惶謹言、

七月廿二日

堀田筑前守様

端午之御祝儀致進上候付、被成下御内書、謹而致頂戴候、且亦使者時服拝領之、重畳難有仕合奉存候、為御礼呈愚札候、恐惶謹言、

七月廿二日

阿部豊後守様

右之通、御礼兩通ニ相認、御兩所様江致持參候之処、未 御城へ御下り不被成候ニ付、御取次ニ申置、罷歸ル也、

【史料38】から、まず時服を献上した五月の月番老中阿部正武から老中連名の切紙奉書で内書渡し日の登城を伝達され、当日は阿部が担当して内書と使者の時服を諸大名家の留守居へ渡している。【史料39】で、御請は内書文末に記載の人物Ⅱ奉者Ⅱ堀田正俊へは内書拝領の礼のみであり、懸りの老中Ⅱ阿部正武へは内書と使者時服の礼をするという違いがあった。しかしながら、貞享二年に大老堀田正俊を失ったことともない、右の二紙の請状が一紙に統合されることになったのである。

こうした大老への御請御礼の存在は、たとえば「毎日記」天和二年(一六八二)一月二九日の条では、在国中の宗義真から稲葉正則に宛て重陽の内書の「御請」一通が届けられている。また、「毎日記」延宝七年(一六七九)一〇月一二日の条では、老中土井利房には使者による請状、大老酒井忠清には口上でそれぞれ御請御礼をしている点が確認できる。日記記録者の裁量により記事に多寡があるため、すべての事例について確証を示せないが、殿中渡しの際の諸大

名家から実際に殿中儀礼の場に登場しない大老に対しても、御請御礼がなされていたと判断して差し支えないであろう。

つまり、内書渡しの柳之間に大老が出座しないことをもって、大老が殿中における内書渡しに一切関与しなかったと見なすことはできない。たとえば、私宅における内書渡しの時間が、殿中の内書渡しの時間帯を避けて早朝と午後を設定されたのは、大老が殿中渡しの時間帯に登城する必要があったからではなからうか。

延宝八年（二六八〇）一〇月、酒井忠清は病状であった。中旬を過ぎても顔や手足が腫気味であったが、二九日は代替わり後に初めて重陽の内書を渡す日であったため、忠清は曲成瀬道三の薬を止め、玄微の薬を用いて登城し、無事に役目を果たしたという（「重朗日記抜粋」³⁷）。この日、津軽家では朝方留守居を忠清邸まで派遣し、内書一通を受け取った（「津軽家江戸日記」³⁸）。午后刻（午後一時過）に江戸城を退出した老中稲葉正則は、大老酒井忠清、老中大久保忠朝・堀田正俊、若年寄松平信興と同道して伊達家の上屋敷を訪れたのち、忠清宅に「御内書御頂戴之御礼」のために立ち寄り、夜になって帰宅した（「永代日記」）。ここで、忠清が登城して果たした役目が何であったかを明確にできないが、奉者が内書渡しの日に登城する必要があったことを傍証している。³⁹

それでは、なぜ殿中渡しと私宅渡しとで、内書渡し日の伝達および実際に内書を渡す人物が異なるという複雑な構造が生じたのだろうか。この問題を考えるにあたっては、老中制（奉書制および月番制）の整備と酒井雅楽頭家の特殊な由緒とをあわせて考察する必要がある。

まず、老中制の問題から検討してみたい。寛永一二年（一六三五）に幕府老中月番制が確立し、⁴⁰さらに寛文四年（二六六四）四月一日には月番老中一判奉書制が導入される。これ以前にも一判の奉書（老中が一人で発給する奉書）は発給されていたが、⁴¹連署すべき「大事」と一判ですむ「小事」の内容を明確化した点で、月番老中一判奉書制の導入

は老中執務体制の合理化となった。具体的には、公家・門跡方、及び連枝（三家）方に関わること、諸大名の参勤伺い・城普請・帰国の礼、諸種の証文、次飛脚に関する奉書には、酒井忠清と老中三人（阿部忠秋・稲葉正則・久世広之）が連判した。この他、時宜によって連署奉書を発給する場合もあるが、將軍への機嫌伺い、軽い進物、当座のこの奉書は月番老中一人の判によることを定め、諸大名にも伝達された。⁽⁴²⁾つまり、月番老中一判奉書制の導入後、酒井忠清は「大事」に関わる老中奉書にのみ加判した。寛文六年（二六六六）に酒井忠清が大老職に就任すると、奉書への加判を免じられたが、これは厳密には「大事」に関わって発給される老中連署奉書への加判をも免じられたことを意味していた。

第1表は、島津家文書における内書渡しの登城を命じる切紙奉書を整理したものである。これをみても、酒井忠清が寛文六年二月二日の歳暮内書渡しの切紙奉書を最後に、連名しなくなっている。延宝三年（二六七五）一〇月二〇日付ののちは、貞享二年（二六八五）三月一七日付の大久保忠朝単名無判切紙奉書の発給が確認されるまで島津家では切紙奉書の発給が未確認ではあるが、他家の日記等の記録から、酒井忠清と同様、大老となった稲葉正則・堀田正俊も切紙奉書に連名しなかったことが確認できる。貞享元年以降は大老が不在となり、懸りの老中が私宅における内書渡しも担当したため、ここに諸大名からの献上時服の受け取り⁽⁴³⁾披露人⁽⁴⁴⁾奉者（内書奉り）⁽⁴⁵⁾切紙奉書発給⁽⁴⁶⁾内書渡しといったすべての機能が、一人の老中の人格のもとに統合されることになる。

逆に、これ以前の機能の分掌体制は、酒井雅楽頭家の特殊な家格・地位に起因するものであった。次の【史料40】は、筆者の管見の限り將軍の内書発給の手続きを記した記事の初見である。

【史料40】「毎日記」寛永五年一月一三日の条⁽⁴⁴⁾

第1表 切紙奉書（内書渡し）発給一覧（島津家文書）

和暦	西暦	月日	発給者	宛所	三季	渡日	時刻	旧記
万治2	1659	726	松平伊豆守・阿部豊後守・ 稲葉美濃守	松平大隅守殿	端午	727	4時	852
万治3	1660	126	松平伊豆守・阿部豊後守・ 稲葉美濃守	松平大隅守殿	歳暮	127	4時	861
寛文1	1661	824	酒井雅楽頭・松平伊豆守・ 阿部豊後守・稲葉美濃守	松平大隅守殿	端午	825	4時	944
寛文1	1661	1003	酒井雅楽頭・松平伊豆守・ 阿部豊後守・稲葉美濃守	松平大隅守殿	重陽	1004	4時	955
(寛文2)	1662	205	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守	松平大隅守殿	歳暮	206	4時	771
寛文2	1662	705	阿豊後守・稲葉美濃守	松平大隅守殿 留守居中	端午	706	4時	973
寛文3	1663	808	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守	松平大隅守殿	端午	809	4時	1022
寛文3	1663	1126	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	重陽	1127	4時	1031
寛文4	1664	228	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	歳暮	229	4時	1041
(寛文4)	1664	1002	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	端午	1003	4時	989
寛文5	1665	628	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	端午	629	4時	1110
寛文5	1665	1022	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	重陽	1023	4時	1119
寛文6	1666	202	酒井雅楽頭・阿部豊後守・ 稲葉美濃守・久世大和守	松平大隅守殿	歳暮	203	4時	1131
寛文7	1667	621	稲葉美濃守・久世大和守・ 土屋但馬守・板倉内膳正	松平大隅守殿	端午	622	4時	1197
寛文7	1667	1020	稲葉美濃守・久世大和守・ 土屋但馬守・板倉内膳正	松平大隅守殿	重陽	1021	4時	1210
寛文8	1668	129	稲葉美濃守・久世大和守・ 土屋但馬守・板倉内膳正	松平大隅守殿	歳暮	130	4時	1230
寛文9	1669	609	久世大和守	松平大隅守殿	端午	610	4時	1291
寛文9	1669	1003	稲葉美濃守・土屋但馬守	松平大隅守殿	重陽	1004	4時	1300
寛文10	1670	204	稲葉美濃守・久世大和守・ 土屋但馬守	松平大隅守殿	歳暮	205	4時	1309
寛文10	1670	1024	稲葉美濃	松平大隅守殿 留守居中	重陽	1025	4時	1348
寛文11	1671	612	稲葉美濃	松平大隅守殿 留守居中	端午	613	4時	1381
寛文11	1671	1007	土屋但馬守	松平大隅守殿	重陽	1008	4時	1407
寛文12	1672	129	久世大和守	松平大隅守殿	歳暮	130	4時	1417
延宝1	1673	1008	久世大和守	松平大隅守殿	重陽	1009	4時	1514
延宝2	1674	207	稲葉美濃守・久世大和守・ 土屋但馬守	松平大隅守殿	歳暮	208	4時	1529
延宝3	1675	217	稲葉美濃守	松平大隅守殿	歳暮	218	4時	1591
延宝3	1675	1020	稲葉美濃守	松平大隅守殿	重陽	1021	4時	1637

出典)「鹿児島県史料」旧記雑録追録1。項目の旧記は、同所所収文書の番号。

注) 出典では、771号文書は明暦4年、989号文書は寛文2年と比定されている。

従 御本丸 御内書下ル、御使者嶋尾才兵衛御服一重被下、酒井雅楽頭殿内印藤助之允請取置モタセラル、雅楽殿江御請之心持ニテ捻御状參、

本丸筆頭老中酒井忠世が内書渡ししの役を担当し、宗家の屋敷まで酒井家の家臣が將軍家光発給の内書を送り届け、宗家は忠世に御請の意を含めて捻書状を届けた。これに先立つ四日は、大御所秀忠発給の内書を土井利勝の使者高田所左衛門が宗家の屋敷に届けたが、宗家では御請の仕方がわからず、使者口上の礼でよいかどうかを利勝に尋ねている。利勝は、いずれの大名も請状を使者が持参して済ませている旨を告げ(「何之御大名衆茂、御内書之御札者御状・使者ニ而、無御出候間、此御状ニ而能御座候」)、もし直札を勤める大名がいれば改めて連絡すると返答した。要するに、寛永一二年(一六三五)に老中制が確立する以前の寛永期前半は、將軍・大御所ともに内書を大名家に送り届ける形式であり、これに対する諸大名の御請の仕方や格式も定まっていなかった。

諸大名の留守居を登城させて内書を渡す記事の初見は、寛永一二年(一六三五)である。

【史料41】「公儀所日乗」寛永一二年一〇月九日の条⁽⁴⁾

一、重陽之御内書有御渡之通御触ニ付而、御城江罷居候、然処依酒井阿波殿御煩ニ付而無御出候故、御内書之儀者重而可有御渡候条、呉服斗拝領仕候へ之由ニ而、松平伊賀殿御奏者ニ而呉服一重宛致拝領、各同前二罷下候、殿様江申上、伊豆殿江御札状被進候事

【史料42】「公儀所日条」寛永一二年一〇月十三日の条

一、重陽之 御内書土井大炊殿^{利勝}御持せ候而被成御頂戴候事、

寛永一二年一〇月の重陽の内書渡しでは、留守居の登城を要請する「御触」が出たため登城したところ、奏者の酒井忠行が病気のため内書渡しは延期とされ、留守居が呉服のみを拝領して帰宅した。留守居はその旨を藩主に報告し、請状は「伊豆殿」に老中松平信綱に届けている。これは、信綱が留守居の登城を要請する老中奉書の発給を担当したためであろう。それから四日後に土井利勝が代行することになり、毛利邸まで土井家の家臣が内書を届けている。酒井忠行は酒井忠世の嫡子で、寛永一一年閏七月二三日江戸城西丸の焼失により忠世とともに謹慎した。翌一二年六月一日から出仕が許され、本丸奏者に復したが、同一三年一月一七日に三八歳で病没した。酒井忠清は、忠行の嫡子である。

この前後の「公儀所日乗」の記事からは、必ずしも留守居が江戸城に登城して、内書を受け取ったことを確定できない。寛永一三年一月二〇日は「御歳暮之内書土井大炊殿に箕浦九大夫御使ニ而私所迄被遺之候」、同年六月四日は「端午之御内書、土井大炊殿に私所迄被成御持七候、御使土屋権之助被参候」とあり、土井家の家臣が毛利家の留守居まで内書を届けている。同年一〇月一九日の重陽内書は土井利勝の使者が毛利邸に持参したが、翌日、留守居が登城して呉服一重を拝領した。同一四年閏三月二三日には、歳暮内書を土井利勝の使者が毛利邸に持参し、吉川家宛の歳暮内書も持参したので、毛利邸から吉川邸に届けている。同一五年一月八日には、歳暮内書を土井利勝の使者が毛利邸に持参し、在府中の藩主へ渡し、同日、土井利勝の触れにより留守居が登城し、呉服一重を拝領した。同日、右の礼として、土井利勝・酒井忠勝へ留守居自身の礼に出かけ、藩主からは土井利勝へ礼状を送った。要するに、内書は奉者の家臣が届け、留守居が拝領する呉服は江戸城で渡されている。

ところが、寛永一五年五月一〇日からは、留守居が江戸城へ登城し、内書と使者の呉服を受け取る形式が定着する。

【史料43】「公儀所日乗」寛永一五年五月一〇日の条

一、端午之御内書可被成御渡候間、御城江只今可罷出之由、大炊様（土井利勝）御触ニ付而、罷出候、御内書被成御渡候、
私江御帷子式ツ内（御単物）老ツ被作拝領候、則大炊殿（酒井忠勝）・讃岐殿江御礼ニ参上仕候事、

端午内書渡しのための登城が土井利勝から触れられ、留守居に内書と呉服二宛が渡され、留守居は土井利勝と酒井忠勝に自分の礼をした。ここで注目したいのは、土井利勝が触れを出した点である。このことは、彼が老中奉書に連名し、奉書の発給を担当したことを意味していよう。

翌一六年三月八日には歳暮内書が渡されたが、毛利家では阿部忠秋と阿部忠次に御請の藩主書状を持参した。その理由は、「豊後殿（阿部忠秋）ハ去暮呉服上り候刻被成御披露候、対馬殿（阿部忠次）ハ御内書被成御渡候付而、右御両所へ御状参候事」というものである。忠秋は歳暮の祝儀披露の実務者、忠次は内書渡しの実務者であつたため、毛利家では兩人に請状を持参したのである。この時、内書文末に記載の人物は土井利勝のはずであるが、この時を境に毛利家の請状は月番老中に出されるように変化する。

右の変化は、寛永一五年（一六三八）に幕府の体制が大きく変化したことと無関係ではなからう。同年一月七日、井伊直孝・堀田正盛・土井利勝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・三浦正次・阿部忠次・青山忠俊が江戸城黒書院に列座し、酒井忠清に「当暮ヨリ父阿波守のごとく」の勤務が命じられた。⁴⁶これは、父忠行がとめていた殿中の奏者（晴儀）と管中祝儀の節の諸役（年男）を命じられたもので、二年前、忠行が没した後は、出羽庄内藩主酒井宮内少輔忠勝がこの役をとめていた。忠清が右の二役に復したことにより、酒井雅楽頭家ではこの二役を同家の嫡流がつとめる「三河以来の旧例」と理解し、その由緒を誇るようになった。⁴⁷ただし、この時、忠清はまだ十五歳であつた

め、幼少の間はいとこの酒井忠朝が加勢する暫定的措置がとられた。

この日はまた、幕府職制の整備のうえで重要な決定がなされた日でもある。秀忠時代から將軍を補佐してきた老中土井利勝・酒井忠勝が奉書への連判を免除され、朔日・十五日と大事を議する時のみ登城するように命じられた。これが、のちに「大老」とよばれる職の起りとされている。老中職は阿部忠次が新たに加えられ、松平信綱・阿部忠秋の三人体制となった。土井利勝の嫡子利隆と酒井忠勝の嫡子忠朝は、いわゆる「六人衆」（若年寄）を免除され、永井尚政・稲葉正則なみに詰めることになった。特に、酒井忠朝は奏者に転じ、いとこの酒井忠清の加勢を命じられた。家光側近の朽木種綱・三浦正次は、引き続き若年寄として残された。⁽⁴⁸⁾

つまり、寛永一五年一月に土井利勝と酒井忠勝が「大老」に就任したことにより、内書の授受に関わることであらうとも、二人は老中奉書への加判を免除され、かつ殿中における諸事に関与しなくなるため、内書渡しも月番老中の担当に移された。寛永一六年三月の内書渡しの変化は、右の体制が如実に反映した結果であったと見なされる。

以上、断片的な事例からではあるが、家光期の段階では内書授受の仕組みはかなり流動的であり、諸大名家の御請の仕方も定式がなかったが、寛永一五年には江戸城殿中において内書と使者の時服を渡す仕組みが成立し、同年一月の幕府の体制変化を受けて、殿中における内書授受に関わる業務は月番老中が掌握することになった。

【史料44】「公儀所日乗」^(一六五五) 承応元年一月二十九日の条

一、御触二付而 御城江罷出、去御歳暮之御内書松平伊豆殿被成御渡候、請取申候、左候而、跡々 御内書御頂戴之時ハ、被成御渡候御老中様迄御請状被進候間、相濟申候へ共、御代替初而御内書被成御頂戴儀二候、此度之儀、御老中迄御自身御礼二被成御出而可然候ハん哉と松平出雲殿江各一同二申候へハ、一段尤之儀二候間、

御老中迄御自身御出候而御請被仰上可然之通、御内証候、青山江直様致伺公、右之御内書杉兵庫殿江相渡差上
ケ、御老中江御自身為御礼被成御出御通申上候、則、殿様被成御出、酒井讚岐殿・酒井雅楽頭殿・松平伊豆守(信樹)
殿・阿部豊後守殿・松平和泉守殿江被成御座候、又私致御供候事、

右は四代將軍代替わり後、初めて発給された内書渡しの記事である。従来、毛利家では内書を渡す老中まで請状を提出するだけで済んでいたが、今回は代替わり後初めてのことなので、大名自身が大老酒井忠勝、奉者酒井忠清、老中松平信綱・阿部忠秋・松平乗寿に御礼の挨拶に出かけることになったという。殿中で内書渡しを担当したのは、松平信綱であった。以後の内書渡しでも、老中松平信綱・松平乗寿・阿部忠秋から内書を渡され、礼をしている。

承応二年(一六五三)一二月の重陽の内書渡しについては、「公儀所日乗」に詳細な記事があるので、検討してみた。
い。

【史料45】「公儀所日乗」承応二年十月十七日の条

一、重陽之御内書御渡候付、御老中様方御切紙之御奉書參候御文体、

重陽之 御内書可相渡候之間、明十八日四ツ時分二家来言人 御城可被指越候、以上、

十月十七日 阿部豊後守(忠秋)

松平伊豆守(信樹)

酒井雅楽頭(重徳)

毛利綱忠
松平千代熊殿

右松平伊豆殿方御使者松井治部右衛門と申仁二而被指越候、即御下屋敷指上ケ申候事、

右何茂杉兵庫殿江申達候事、

まず、酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋の老中連名による切紙奉書が到来した。ここでは、実際に切紙奉書の発給を担当したのは松平信綱である。翌一日、右の請状を夜前に下屋敷の藩主のもとから届けられたので、留守居が朝方、松平信綱のもとへ持参した。その後、留守居は朝五ツ半（午前九時頃）に登城し、四ツ時（午前一〇時頃）に老中阿部忠秋から内書を渡され、奏者井上正利から呉服一重を渡された。使者全員が忠秋の面前で礼（辞儀）をし、その時、奏者の松平勝隆が「忝」旨を忠秋に言上して退出した。殿中渡しの諸家は、既述のような三家と將軍家一門、および国主クラスの大名家の計二十七家と兩本願寺である。

毛利家が渡された重陽内書の文体は、次のようである。

【史料46】徳川家綱黒印内書写

為重陽之祝儀小袖五到来、（重送）飲思召候、猶酒井雅楽頭可述候也、

十月十八日 御墨印

毛利綱広
松平千代熊とのへ

内書文末には、酒井忠清の名がある。しかし、この内書の請状は、内書を殿中で渡した老中阿部忠秋に届けられた。承応三年六月二九日には、端午内書が渡されたが、右の次第と変わりなく、前日に酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋の連名切紙奉書が発給され、明二九日の四ツ時分に内書渡しのため家来一人に登城させるように命じられ、翌日五ツ半に登城した家来は、四ツ半時分に阿部忠秋から内書と呉服二宛を渡された。

このように、家綱が將軍に就任し、かつ酒井忠清が筆頭老中に就任したのちも、奉者と老中切紙奉書の発給担当者として内書渡しの実務者が異なるという事態はそのまま維持された。また、酒井忠清は寛文六年(二六六六)までは老中切紙奉書に連名するが、奏者をつとめる由緒から月番老中を担当しなかった。そのため、忠清は切紙奉書の発給担当者になることもなかった。この経過は、幕府儀礼構造において酒井雅楽頭家の家職が定着していく過程であるとともに、その一方で月番老中が着実に幕府儀礼を掌握していく過程であったとはいえないだろうか。

即ち、寛永一二年(一六三五)に月番老中制が確立すると、酒井忠世がつとめた披露人・奉者の機能のなから、將軍の意を伝える機能が老中奉書による伝達へと移行する。しかし、寛永一五年までは奉者と老中が重なっていたため、表だつた構造変化としては現れなかった。しかし、寛永一五年に土井利勝と酒井忠勝が老中制から離脱するとともに、登城召しの奉書の発給と殿中の諸事にあたる時服の受け取りおよび内書の殿中渡しの機能が月番老中の役務として管掌されるようになり、私宅渡しの部分のみが奉者の役務として残された。この役務は、酒井忠清の奏者(披露人)就任、ついで奉者就任によつて次第に雅楽頭家の家職として定着し、忠清のちは大老の役務として稲葉・堀田に引き継がれた。しかし、貞享元年(二六八四)に大老が不在になると、時服の献上から内書授受のすべてにわたる機能が月番老中の職掌のもとに統合されることになつたのである。

なお、寛永一五年に「大老」が殿中の内書渡しに関与しなくなる一方で、殿中渡し以外の諸大名家は奉者の土井利勝から内書を渡されていた。「江戸幕府日記」寛永一八年(二六四二)二月二〇日の条に「其外之御内書者土井大炊頭ら遺之」と見える。

【史料47】「津輕家江戸日記」寛文八年六月一九日の条⁽⁴⁹⁾

一、雅楽頭様方端午之御内書御渡可被成候由、昨日御手紙參、今朝六ツ前一町田八郎右衛門罷上ル、

(酒井忠清)

津輕家の「江戸日記」は寛文八年(一六六八)以前のものがないため、「史料47」は津輕家における私宅渡しの記事の初見である。酒井忠清が内書渡しを触れる書状を発給し、実際に自邸で内書渡しを実施している。その後の日記からは、これまで明らかにしてきた酒井↓稲葉↓堀田へという奉者の変遷と、堀田の死後は月番老中に変わる点を確認できる。

最後に、貞享元年(一六八四)八月以降に、すべての機能が月番老中制のもとに統合されてのちは、高橋論文で指摘されたように、懸りの老中に対して内書は発給されなくなる。しかしながら、それ以前には奉者に対しても内書が発給されていた。以下、酒井忠清宛の内書を紹介しておきたい。

酒井忠清宛の徳川家綱黒印三季内書は、端午・重陽・歳暮ともに各九通づつが伝存する。⁽⁵⁰⁾ いずれも懸紙が付され、内書筆記者と同筆で「酒井侍従とのへ」とうわ書がある。

【史料48】江戸幕府將軍(徳川家綱)黒印端午内書

懸紙うわ書

「酒井侍従とのへ」

為端午之祝儀、

帷子単物数三

到来歎思召候也、

五月三日(家綱黒印)

「御内書」の史科学的研究の試み(福田)

酒井侍従とのへ

日付はいずれも五月三日のみである。祝儀物は、「帷子単物三」が固定している。祝儀表現は、「端午之祝儀」「端午之祝詞」、歓喜表現は「歡」「怡」「忻」の文字が用いられている。

【史料49】江戸幕府將軍(徳川家綱) 黒印重陽内書

為重陽之祝儀

小袖一重到来、

歡思召候也、

九月七日(家綱黒印)

酒井侍従とのへ

日付はいずれも九月七日のみである。祝儀物は、「小袖一重」が固定している。祝儀表現は、「重陽之祝儀」「重陽之祝詞」「重陽之嘉儀」「重陽之慶事」「重陽佳節」、歓喜表現は「歡」「怡」「喜」が用いられている。

【史料50】江戸幕府將軍(徳川家綱) 黒印歳暮内書

為歳暮之祝儀

小袖一重到来、

歡思召候也、

十二月廿七日(家綱黒印)

酒井侍従(宗達)とのへ

日付はほとんど二月二七日だが、一点のみ二月二九日付がある。祝儀物は重陽と同じく「小袖一重」が固定している。祝儀表現は、「歳暮之祝儀」「歳暮祝儀」「歳暮祝詞」「歳暮之佳祝」、歓喜表現は「歓」「怡」「喜」「懌」「喜」「悦」が用いられている。

徳川綱吉が將軍就任後、延宝九年（一六八二）九月七日付で黒印重陽内書が発給される。

【史料51】江戸幕府將軍（徳川綱吉）黒印重陽内書

為重陽之佳節

小袖一重到来

喜思召候也、

九月七日（綱吉黒印）

酒井侍従(宗達)とのへ

従来の様式と変更がない。奉者名が文末に記されていないことから、酒井忠清が綱吉の最初の内書発給の奉者であったことが確定する。歳暮からは、一月に酒井忠清が大老を免じられたことに伴い、奉者は稲葉正則に役替えとなった。したがって、次の内書が発給された。

【史料52】江戸幕府將軍（徳川綱吉）黒印歳暮内書

為歳暮之祝儀

小袖一重到来

歛思食候、委曲

稲葉美濃守可^{正則}

述候也、

十二月廿七日 (綱吉黒印)

酒井侍従とのへ^{金譜}

奉者を担当した稲葉正則の名が文末に記され、侍従格式の書札札である。この内書は延宝九年 (二六八二) 二月四日に渡され、忠清は同年二月二七日に隠居が許され、同年五月一九日に没する。したがって、【史料52】は、酒井忠清宛の最後の内書となる。なお、越後騒動に連座して、忠清の子忠明は延宝九年六月二九日から同年二月二七日まで逼塞を命じられる。その後、忠明時代の内書は、宛所・懸紙うわ書は「前橋侍従とのへ」に変化する。

おわりに

三季内書は、まず諸大名から將軍への時服献上があり、それへの返礼として内書が発給されるという献上儀礼のなかに位置づけて考察することが不可欠である。貞享元年 (二六八四) 以前、表面的には内書発給事務に関与していないように見える内書文末に記載の人物も、その人物が將軍への献上儀礼を担う最高責任者の地位にあり、將軍と諸大

名をつなぐ儀礼空間の象徴的存在であったことを確認するならば、内書の文末にそうした人物の氏名を記載することは、儀礼空間の資格差を超えて、すべての諸大名がその人物を介在にして將軍につらなっていることを象徴的に示す意義があった。

貞享元年八月、堀田正俊の死去により大老不在の状況となる。これは、酒井雅楽頭家の家職として定着し、大老の役務として稲葉正則・堀田正俊に引き継がれた幕府儀礼構造を老中月番制のもとに管掌させる大きな契機となった。以後は、内書の授受に限っていえば、三季の時服を献上した月の月番老中が内書発給の懸りとなる仕組みが確立し、内書授受のすべての機能がその懸りの老中の人格のもとに統合されることになった。この変化は、幕府儀礼の伝統化のなかで、その象徴的存在として重要な役割を果たした酒井雅楽頭家の家職を担えるほどに、幕府老中制が権力・權威ともに実力を備えたことよって可能となったものと評価したい。

また、現代に伝存する三季内書について、従来の研究では内書文面の書札礼の差異から、それらに資格差が存在することの指摘はあったが、本稿では内書が授受される場の差異を説明することで、その資格差を示すとともに、内書の文面のみからでは知り得ない内書の社会的機能を明らかにした。このような史料空間が⁽¹⁾解明されたことにより、同じ内書といっても、黒田家の内書は殿中渡しであり、津軽家の内書は老中宅渡しという差異があり、その授受過程で、さらに派生するさまざまな記録や付加メッセージ日記、内書留め、包紙うわ書などの内容も、右のような史料空間の差異を前提としたうえで理解する必要があることはいうまでもなからう。また、上野秀治氏は内書の交付者が老中であって酒井忠清ではないことから、「忠清が大老に進んだため、交付事務は扱わなくなったと推察される」(五八頁)としていた。しかし、忠清は延宝八年(二六八〇)九月まで私宅渡しの内書の交付事務に携わっていたことも、史料空間の差異を理解することにより明らかになった点である。

ただし、本稿をしてもまだ内書について十分に論じられたとはいえず、いくつかの課題を残している。その一つは、近世史料学の体系のなかに内書を位置付けることである。この課題を解決するためには、本文で指摘したように、内書、書状、朱印状、奉書、書付など、さまざまな文書相互の關係のなかで内書が固有に有する機能を確定する必要があり、当面は個々の文書についての史料学的研究を蓄積するしかない。また、内書自体の定義についても、歴史学研究において豊臣秀頼の政治史的分析の蓄積がない以上、内書の定義には曖昧な部分を残さざるをえない。このことは、歴史学研究における史料学研究の重要性を示すとともに、史料学研究もまた歴史学研究と密接不可分な關係にあり、史料学的分析のみに立脚した史料学研究は成り立ちえないことを示している。

注

- (1) 国文学研究資料館史料館所蔵蜂須賀家文書二七A八九三
—一一〇号。
- (2) 大野充彦「江戸幕府発給文書について」(『土佐藩主山内家歴史資料目録』、一九九一年)では、固定化の時期を寛永六〜一三年と推定している。
- (3) この点については、すでに藤井讓治氏が「徳川家光花押文書の研究(一)」(『京都大学文学部研究紀要』三八号、一九九九年)の注5において、本史料を根拠に高橋修氏の説に疑義を唱えている。
- (4) 東京大学史料編纂所蔵小浜酒井家文書(原本S・〇六七一・二〇・二)。
- (5) 山本博文「新発見の小浜酒井家文書」(『東京大学史料編纂所研究紀要』七号、一九九七年)。
- (6) 国文学研究資料館史料館寄託大河内松平家文書一二二二号。なお、東京大学史料編纂所が謄写した子爵戸田氏共所蔵文書(三〇七一・五三・二九)には、家光の花押が写されておられ、正文のような印象を与えるが、松平家・戸田家のいずれに正文が伝来したのかを現段階では確定できない。

(7) 同右文書一二四号。

(8) 彦根城博物館所蔵彦根藩井伊家文書四四〇一五号。

(9) 古文書学上の定義で「御内書」を「内々」のものとして理解するものがあるが、上島有氏は「御内書」を「室町幕府歴代將軍の直判の書状形式の文書で、特に公的な内容を有するもの」と規定し(『国史大辞典』5、「御内書」の項、「初期の御内書について」「古文書研究」一三三号、一九七九年)、小栗博氏は「公的な目的のために使われていた」と指摘し(『足利尊氏と御内書』『日本史研究』一七三三号、一九七七年)、上野秀治氏も「公的内容を有」するとしている(『概説古文書学』近世編、吉川弘文館、一九八九年)。本文に述べた課題を解決したうえで結論を導き出す必要があるので、ここで断定することは避けたいが、本稿では「御内書」と「書状」の差異の理解は右の理解を前提とし、「御内書」≡公的文書、「書状」≡私的文書として論を進めたい。また、上島氏が「実際には將軍の地位の関係から、公的な御内書と私的な書状とは区別が困難な場合が少なくない」と指摘したように、江戸時代の歴代將軍が発給した直判の書状形式の文書においても、実際には公私の区別を分かちがたいものが存在する。た

「御内書」の史科学的研究の試み(福田)

たとえば、「史料2」の徳川家光「御内書」は、家光の心情を吐露する内容を含み、包紙うわ書がなければ「書状」と判断される可能性は高い。しかし、これを受け取った酒井忠勝側は公的なもの、言い換えれば家光の「御用」が命じられたと受け止め、これを「御内書」と称したのであり、山本博文氏も前掲論文で「史料2」は「忠勝の幕政上の特別な権限を認めた保証書の意味を持つ」と公的機能を持つことを指摘している。

(10) 徳川家綱内書(山本博文「新発見の小浜酒井家文書」所収、五号文書、原本S・〇六七・二〇・五)。なお、史料表現で「御判」とある場合は、書判の場合と印判の場合の両様が存在する点に留意する必要がある。

(11) 東京大学史料編纂所蔵小浜酒井家文書(原本S・〇六七・二〇・一)。

(12) 岡山大学所蔵池田文庫C九、九二号。早稲田大学附属図書館所蔵「池田文庫藩政史料マイクロ版集成」を利用させていただいた(以下、同文庫については同じ)。

(13) 同右C9、九五号。

(14) 国文学研究資料館史料館所蔵蜂須賀家文書二七A八九三
一〜一七。

- (15) 山内神社宝物資料館所蔵土佐藩主山内家文書。「高知県歴史資料調査報告書 土佐藩主山内家歴史資料目録」、一九九一年、二〇八頁。
- (16) 同右。
- (17) 三鬼清一郎「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」(名古屋大学文学部研究論集「史学」三四、一九八八年)。
- (18) これ以外に、徳島県立文書館所蔵蜂須賀家文書一一号でも、秀忠が蜂須賀蓬庵に宛てた内書の文中で、「内書」と記している。
- (19) 伊木寿一「増訂日本古文書学」(雄山閣、一九七六年)では、「内書」という項目を立て、「当時は多く御内書と御の字をつけて呼んでいる」と説明している。
- (20) その点で、笠谷和比古「近世武家文書の研究」(法政大学出版会、一九九八年)で、「御内書」「老中御書出」「老中御書付」「老中御書取」なる文書名称を採用した点について、それらの文書に「御」を付けて名称を付与するならば、「老中奉書」についても「老中御奉書」としなければ体系的がとれないのではなからうか。
- (21) 岡山大学所蔵池田家文書C九、九四—二号。
- (22) 福岡県立図書館所蔵黒田家文書一八四号。
- (23) 「御直之御切紙」の「御直」とは、藩主を直接の宛所とすることを意味する。
- (24) ここでは単署による発給となっているが、連署奉書も現存している(国文学研究資料館史料館所蔵土屋家文書)。単署・連署の差は、西丸老中の構成に起因するものであらう。
- (25) 島津家文書からその一例を示しておく。
江戸幕府老中連署奉書(東京大学史料編纂所所蔵島津家文書黒櫃二八九五号、「鹿兒島県史料」旧記雑録追録四四一号文書)。
兩通之御札令拜見候、去歳暮為御祝詞、呉服被猷之所、御当代始而被成御内書、其以後端午御祝儀如御嘉例被差上之、是又御内書頂戴、各使者時服被下之、重疊忝被存之由、得其意候、依之為御札被差越使者候、入念候之段及台聞候、恐々謹言、
(慶安五年) 松平和泉守
八月十一日 乘寿(花押)
松平伊豆守 信綱(花押)
松平大隅守殿

(26) 牧野輝良氏所蔵文書。

(27) 大野充彦「江戸幕府発給文書について」(土佐藩主山内家歴史資料目録、一九九一年)。

(28) 上野秀治氏は、蜂須賀家文書(九〇—一二二号)の包紙うわ書に「享保七寅年重陽之御内書御披露人安藤対馬守(冠友)殿御渡被成候」とあることから、「この文書で使用されている「披露人」は、御内書渡しのときに御内書を交付する老中のことを指している、御内書の文中に登場する老中を直接指しているわけではない。よってこの一通を以って御内書文中の老中を披露人と名付けるのは必ずしも適当とはいえないであろう。しかし、御内書渡しの際の老中は御内書を、受領する大名の家臣に披露し、その家臣に時服を披露して与えるので披露人といわれたのであるが、御内書渡しの老中は原則として御内書文中に記される老中と同一人物であるから、大名より献上された時服を將軍に披露したことにもなると考えられる」という理由から、内書文中の老中を「披露人」、内書渡しの老中を「交付者」としている。

(29) たとえば、「公儀所日乗」に「重陽之御内書申出候、大炊殿御奉二て、杉山甚右ふ持七給候」(寛永一年九月二二

日の条)とあり、「奉」の用例が近世初期から確認できる。

(30) 藤井讓治「徳川家光花押文書の研究(二)」(京都大学文学部研究紀要)三八号、一九九九年)。本研究は元和期を対象とし、酒井忠利・青山忠俊から酒井忠世への変化の時期を確定している。また、土井利勝から酒井忠勝への変化の時期も藤井氏からご教示をいただいた。

(31) 「鹿児島県史料」旧記雑録追録1、四一五号文書。

(32) 京都府立総合資料館所蔵淀稲葉家文書。国文学研究資料館史料館所蔵写真版(P七二〇八)を利用、以下「永代日記」の出典は同じ。

(33) 藤井讓治「江戸開幕」(集英社版日本の歴史12、一九九二年)によれば、寛文四年(一六六四)段階での大名は二二五人であった。延宝九年(一六八二)段階でも大名数に大差はないため、稲葉が受け取った一九八通の内書は殿中渡し分(二五家前後)を除いた私宅渡し分のみであったと考えられる。

(34) 酒井忠清も同様の文書を発給したが、津軽家の「江戸日記」(弘前市立図書館所蔵津軽家文書)では「御手紙」「御切紙」とあり、「御奉書」と記したものを見ない。大老が奉書を発給しないことを反映してのことと考えられ

- るが、当該期の私宅渡しの諸大名家の事例を広く集めることを課題として残す。したがって、ここで仮に「江戸幕府奉者切紙書状」という名称を付与したが、後考に待たしい。なお、貞享元年に懸りの老中が私宅渡しも担当するようになってからは、この系統の文書を「御切紙之御奉書」と記した事例が散見される。そのなかで、彦根藩井伊家文書（彦根城博物館所蔵）では「御書付」と「御奉書」の二種類の包紙うわ書が付けられているのは注目される。内容的には奉書であるが、形態的には書付に近いため、両様の名称が用いられたものであろう。また、貞享元年以降にも「御手紙」と記した事例もあり、江戸時代にはこの系統の文書類型に対して、奉書・書状（手紙）・書付といった明確な文書認識の区別はなかったとするのが実態と考えられる。
- (35) 東京大学史料編纂所所蔵対馬宗家文書一―六二。
- (36) 同右。
- (37) 姫路市立図書館所蔵姫路酒井家文書。前橋市立図書館所蔵マイクروفイルムを利用。
- (38) 弘前市立図書館所蔵弘前津軽家文書。国文学研究資料館史料館所蔵写真版（P七九〇）を利用。
- (39) この点で、三家の内書渡しが躑躅之間でなされており、その場に大老が出座した可能性はないだろうか。今後、三家の内書授受の次第を具体的に検討する必要がある。
- (40) 藤井讓治「江戸幕府老中制形成過程の研究」（校倉書房、一九九〇年）。また、幕府老中奉書については、高木昭作「江戸幕府の制度と伝達文書」（角川書店、一九九九年）。
- (41) 山本博文「近世初期の老中発給文書と月番制」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二号、一九九二年）。
- (42) 「江戸幕府日記」（姫路市立図書館所蔵酒井家文書、国文学研究資料館史料館所蔵写真版P八〇〇八を利用）、「大和守日記」（『日本庶民文化史料集成』第一二巻、三一書房）。
- (43) 「鹿兒島県史料」旧記雑録追録1、一九〇四文書。
- (44) 東京大学史料編纂所所蔵宗家文書一―一。
- (45) 山口県立文書館所蔵毛利家文庫。以下、出典は同じ。九州文化史研究所所蔵写真版を利用。
- (46) 「江戸幕府日記」。
- (47) 「酒井忠清家譜」「重朗日記抜粹」（姫路市立図書館所蔵酒井家文書、前橋市立図書館所蔵マイクروفイルムを利用）。
- (48) 山本博文「幕藩制の成立と近世の国制」（校倉書房、一九

九〇年。

(49) 弘前市立図書館所蔵津軽家文書。

(50) 姫路市立図書館所蔵姫路酒井家文書。

(51) 史料空間という用語は、渡辺浩一氏が最初に提起したものである。また、史料空間の下位概念としては存在空間・認識空間の二つを設定しているが、この考えは渡辺氏・山崎圭氏、および筆者との議論の中で生み出された。ただし、各々の史料空間論の理解には多少のズレがあり、当然のことながらその射程とすることも異なっている。今後、多くの方々に議論に参加していただき、史料空間論を鍛えていきたいと考えている。詳しくは、「日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—」(北海道大学出版会、二〇〇〇年)を参照していただきたい。

〈付記1〉

本稿は、平成十一年度文部省科学研究費基盤研究(C)「大名家文書の構造と機能に関する基盤的研究」の研究成果の一部である。

〈付記2〉

初稿に際して、尾下成敏「御内書・内書・書状論」(古文書

「御内書」の史科学的研究の試み(福田)

学研究」四九号、一九九九年四月)、同「織田信長発給文書の基礎的研究—織田信長「御内書」の年次比定を中心に—」(「富山史壇」一三〇号、一九九九年一月)の存在を知った。関説すべき点が多くあり、刊行年次からしても全く浅学の誇りを免れないが、一切本論では触れ得なかったことを正直にお詫び申し上げたい。氏が提起する御内書・内書・書状という文書類型の差異は本稿の問題意識とも共有する重要な論点であり、これに十分に応えられなかった責めは今後の研究のなかで果たしたいと念じている。ただし、ここで最小限のコメントを付すことが許されるならば、次の点を指摘しておきたい。まず、尾下氏が御内書と書状の差異について、「公・私」という機能的側面から分類する上島有氏への批判として、「様式的な面から論じられなければならない」と位置づけながら、「様式上の特徴による分類は不可能」と主張し、結果として発給者の地位による機能論(そこには公的地位が含まれている)から御内書・内書・書状の区別をするのは、批判として有効ではないのではないか。また、本論でも述べたが、豊臣秀吉自身が「内書」と自称しているのであれば、他者から「内書」につけられた「御」は敬称と思われるが、御内書と内書の差異は敬称以上のものがあるのかどうか氏が論のなかでは不明である。したがって、

氏の説と重複した部分はお海容を願いたい、いずれにせよ、本論でも指摘したように、「御内書」以外の文書類型の史料学的研究の蓄積がない以上、「御内書」の決定的定義は難しいというのが本稿の結論である。今後も各位からのご教示をいただきつつ、近世史料学の体系化のなかでこの問題について検討していきたいと考えている。

